

信託会社等に関する総合的な監督指針（案）

～目次～

| | | |
|----------|----------------------------------|-----------|
| 1 | 基本的考え方 | 1 |
| 1-1 | 参入に関する基本的考え方 | |
| 1-2 | 監督に当たっての基本的考え方 | |
| 1-3 | 本監督指針の位置付け | |
| 1-4 | 財務局、検査部局との適切な連携 | |
| 1-4-1 | 金融庁・各財務局間の連携 | |
| 1-4-2 | 検査部局との連携 | |
| 2 | 事務の取扱いに関する一般的事項 | 3 |
| 2-1 | 監督事務の取扱い | |
| 2-1-1 | 金融庁進達事項の処理 | |
| 2-1-2 | 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任 | |
| 2-1-3 | 財務局長間の連絡調整 | |
| 2-2 | 類似商号使用者等に対する警告等 | |
| 2-2-1 | 実態把握等 | |
| 2-2-2 | 類似商号使用者等に対する警告等 | |
| 2-3 | 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 | |
| 2-3-1 | 照会を受ける内容の範囲 | |
| 2-3-2 | 照会に対する回答方法 | |
| 2-3-3 | 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター） | |
| 2-4 | 苦情等を受けた場合の対応 | |
| 2-5 | 災害における金融に関する措置 | |
| 2-5-1 | 災害地に対する金融上の諸措置 | |
| 2-5-2 | 東海地震の地震防災対策強化地域内外における金融上の諸措置 | |
| 2-5-3 | 行政報告 | |
| 2-6 | 行政指導を行う際の留意点等 | |
| 2-6-1 | 行政指導を行う際の留意点 | |
| 2-6-2 | 面談等を行う際の留意点 | |
| 2-6-3 | 連絡・相談手続 | |
| 3 | 運用型信託会社 | 13 |

- 3-1 金融庁長官への報告
- 3-2 免許申請書の審査に際しての留意事項
 - 3-2-1 免許申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項
 - 3-2-2 業務方法書の審査
 - 3-2-3 財産的基礎の審査
 - 3-2-4 人的構成に照らした業務遂行能力の審査
 - 3-2-5 免許拒否事由の審査
- 3-3 監督に係る事務処理上の留意事項
 - 3-3-1 営業保証金に係る留意事項
 - 3-3-2 業務方法書の変更認可
 - 3-3-3 取締役の兼職の制限
 - 3-3-4 兼業承認
 - 3-3-5 信託業務の委託
 - 3-3-6 信託勘定元帳に関する留意事項
 - 3-3-7 産業活力再生特別措置法に関する留意事項
- 3-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項
 - 3-4-1 届出受理の際の留意事項
 - 3-4-2 信託業務の再委託
 - 3-4-3 忠実義務及び善管注意義務の遵守状況
 - 3-4-4 不祥事件に対する監督上の対応
 - 3-4-5 信託契約代理店の管理体制
- 3-5 業務停止命令及び免許の取消しに係る留意事項
 - 3-5-1 行政手続法に基づく手続き
 - 3-5-2 監督処分に係る公告の留意事項
 - 3-5-3 信託法に基づく手続き
- 3-6 廃業等に係る留意事項
- 3-7 検査部局との連携
 - 3-7-1 検査部局による検査着手前
 - 3-7-2 検査部局による検査結果通知後
 - 3-7-3 標準処理期間

4 運用型外国信託会社 31

- 4-1 免許申請書の審査に際しての留意事項
 - 4-1-1 免許申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項
 - 4-1-2 免許申請書の審査
- 4-2 運用型外国信託会社の監督事務
 - 4-2-1 駐在員事務所設置の届出に係る留意事項

- 4-3 廃業等に係る留意事項
- 4-4 検査部局との連携

5 管理型信託会社 33

- 5-1 金融庁長官への報告
- 5-2 登録に際しての留意事項
 - 5-2-1 管理型信託業の判断に当たっての留意事項
 - 5-2-2 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項
 - 5-2-3 登録の手続き（登録の更新の手続きを含む。）
 - 5-2-4 登録拒否事由の審査
 - 5-2-5 登録事項の変更の届出に係る留意事項
- 5-3 監督に係る事務処理上の留意事項
 - 5-3-1 業務方法書の変更届出
- 5-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項
 - 5-4-1 業務遂行能力に関する留意事項
- 5-5 業務停止命令及び登録の取消しに係る留意事項
- 5-6 廃業等に係る留意事項
- 5-7 検査部局との連携

6 管理型外国信託会社 41

- 6-1 金融庁長官への報告
- 6-2 登録に際しての留意事項
 - 6-2-1 管理型信託業の判断に当たっての留意事項
 - 6-2-2 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項
 - 6-2-3 登録の手続き（登録の更新の手続きを含む。）
 - 6-2-4 登録拒否事由の審査
 - 6-2-5 登録事項の変更の届出に係る留意事項
- 6-3 管理型外国信託会社の監督事務
 - 6-3-1 駐在員事務所設置の届出に係る留意事項
- 6-4 廃業等に係る留意事項
- 6-5 検査部局との連携

7 特定信託業者 43

- 7-1 金融庁長官への報告

- 7-2 特定信託業者に関する事務
 - 7-2-1 法第51条第2項の届出の受理
 - 7-2-2 法第51条第4項に規定する「必要な措置」
- 7-3 検査部局との連携

8 特定大学技術移転事業承認事業者（承認TLO） 45

- 8-1 金融庁長官への報告
- 8-2 登録に際しての留意事項
 - 8-2-1 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項
 - 8-2-2 登録の手続き
 - 8-2-3 登録拒否事由の審査
 - 8-2-4 登録事項の変更の届出に係る留意事項
- 8-3 監督に係る事務処理上の留意事項
 - 8-3-1 業務方法書の変更届出
- 8-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項
- 8-5 業務停止命令及び登録の取消しに係る留意事項
- 8-6 廃業等に係る留意事項
- 8-7 検査部局との連携

9 信託契約代理店 49

- 9-1 金融庁長官への報告
- 9-2 登録に際しての留意事項
 - 9-2-1 登録の要否
 - 9-2-2 登録申請に係る代理申請について
 - 9-2-3 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項
 - 9-2-4 登録の手続き
 - 9-2-5 登録拒否事由の審査
 - 9-2-6 登録事項の変更の留意事項
- 9-3 監督に係る事務処理上の留意事項
 - 9-3-1 標識の掲示
 - 9-3-2 信託契約代理業に関する報告書に関する留意事項
- 9-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項
 - 9-4-1 届出受理の際の留意事項
 - 9-4-2 業務の執行方法を定めた社内規則の整備
- 9-5 業務停止命令及び登録の取消しに係る留意事項

9-6 検査部局との連携

| | | |
|--------|-----------------------------|----|
| 10 | 信託受益権販売業者 | 55 |
| 10-1 | 金融庁長官への報告 | |
| 10-2 | 登録に際しての留意事項 | |
| 10-2-1 | 登録の要否 | |
| 10-2-2 | 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項 | |
| 10-2-3 | 登録の手続き（登録の更新の手続きを含む。） | |
| 10-2-4 | 登録拒否事由の審査 | |
| 10-2-5 | 登録事項の変更の届出に係る留意事項 | |
| 10-3 | 監督に係る事務処理上の留意事項 | |
| 10-3-1 | 営業保証金に係る留意事項 | |
| 10-3-2 | 標識の掲示 | |
| 10-3-3 | 信託受益権販売業務に関する報告書に係る留意事項 | |
| 10-4 | 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 | |
| 10-4-1 | 届出受理の際の留意事項 | |
| 10-4-2 | 業務の執行方法を定めた社内規則の整備 | |
| 10-5 | 業務停止命令及び登録の取消しに係る留意事項 | |
| 10-6 | 検査部局との連携 | |

| | | |
|--------|-----------------------|----|
| 11 | 信託兼営金融機関関係 | 60 |
| 11-1 | 信託兼営金融機関の監督事務の取扱い | |
| 11-1-1 | 信託兼営認可申請の処理 | |
| 11-1-2 | 金融庁長官への報告 | |
| 11-1-3 | 監督体制 | |
| 11-1-4 | 災害における金融に関する措置 | |
| 11-2 | 信託兼営認可申請書の審査に際しての留意事項 | |
| 11-2-1 | 添付書類の受理に当たっての留意事項 | |
| 11-2-2 | 業務の種類及び方法書の審査 | |
| 11-2-3 | 財産的基礎の審査 | |
| 11-2-4 | 人的構成に照らした業務遂行能力の審査 | |
| 11-3 | 監督に係る事務処理上の留意事項 | |
| 11-3-1 | 営業保証金に係る留意事項 | |
| 11-3-2 | 信託業務の委託 | |
| 11-3-3 | 信託勘定元帳に関する留意事項 | |

- 1 1-3-4 業務の種類及び方法書の変更認可
- 1 1-3-5 信託業務のみを営む支店等の設置
- 1 1-3-6 議決権の取得制限
- 1 1-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項
 - 1 1-4-1 元本補てん付信託勘定に係る留意事項
 - 1 1-4-2 財産の取得、処分又は貸借に関する代理又は媒介に係る留意事項
- 1 1-5 業務停止命令及び認可の取消しに係る留意事項
- 1 1-6 検査部局との連携

1 基本的考え方

1-1 参入に関する基本的考え方

平成 16 年 12 月の信託業法の改正により、受託可能財産の制限が撤廃されるとともに、信託業の担い手が拡大され、金融機関以外の者による信託業への参入が可能となったところである。

信託業法では、運用型信託会社は免許制、管理型信託会社は登録制とされ、免許の審査基準、登録の拒否事由が規定されているところであるが、新たな信託業の担い手の参入手続きをより円滑なものとするため、本監督指針においては、まず、免許及び登録の審査に当たって留意すべき事項を具体的に規定することとした。円滑な参入手続きは、信託業への新規参入の促進、ひいては、資産の運用手段や企業の資金調達手段の多様化を通じた金融の円滑化にも資するものと考えられる。

また、信託業法の改正により創設された信託契約代理店、信託受益権販売業者の登録の審査についても、信託サービスの窓口の拡大に資するよう、同様の留意事項を設けることとした。

1-2 監督に当たっての基本的考え方

(1) 信託制度が活用されるためには、信託会社が法令等を遵守した健全な業務運営を行うことにより、利用者が安心して信託を利用できることが不可欠である。

参入後の信託会社の監督に当たっては、信託の委託者及び受益者の保護を図る観点から、継続的な情報収集等により、信託業務を健全かつ適切に遂行する上で問題となる事象を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を適時適切に行うことが重要である。本監督指針では、業務運営の健全性を確保するため、信託会社に対して法第 42 条に基づく報告徴求や法第 43 条に基づく業務改善命令を行う場合の着眼点を記載するとともに、法第 44 条第 1 項各号又は法第 45 条第 1 項各号に該当して業務停止命令及び免許・登録の取消しを行う際の留意事項について記載することとした。

(2) また、運用型信託会社については免許制であることから、免許の審査に当たっては、業務の執行方法が社内規則等により定められているか、業務運営体制、業務管理体制が整備されているかについても審査することとなるが、管理型信託会社については登録制であることから、これらを登録の審査項目とはしていない。しかしながら、管理型信託会社にお

いても、その業務を適切に遂行する上で、これらの体制整備が必要なことは当然であり、管理型信託会社の監督に当たっては、これらの体制整備の状況についても留意する必要がある。

1-3 本監督指針の位置付け

本監督指針は、信託業法（平成16年法律第154号。以下「法」という。）第2条に規定する信託会社、外国信託会社、信託契約代理店、信託受益権販売業者、法第51条第1項の信託の受託者（以下「特定信託業者」という。）及び法第52条第1項の登録を受けた同項に規定する承認事業者（以下「承認事業者」という。）並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号。以下「兼営法」という。）第1条第1項の認可を受けた金融機関（以下「信託兼営金融機関」という。）（以下「信託会社等」という。）の監督事務に関し、その基本的考え方、免許・登録審査に際しての留意事項、業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項等を総合的にまとめたものである。

1-4 財務局、検査部局との適切な連携の確保

1-4-1 金融庁・各財務局間の連携

監督事務は効率的・効果的に行われる必要があることから、金融庁、各財務局間において適切に連携を図り、信託会社等に関する情報等を共有していくことが重要である。

1-4-2 検査部局との連携

監督部局と検査部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図り、実効性の高い信託会社等の監督を実現することが重要である。このため、監督部局においては、検査部局との連携について、以下の点に十分留意することとする。

- ① 検査を通じて把握された問題点については、監督部局は、問題点の改善状況をフォローアップし、その是正につなげていくよう努めること。
また、必要に応じて、行政処分等厳正な監督上の措置を講ずること。
- ② 監督部局が把握している問題点については、次回検査においてその活用が図られるよう、検査部局に還元すること。

財務局は本監督指針に基づき信託会社等の監督事務を実施するものとする。

また、金融庁担当課にあっても同様の取扱いとする。

2 事務の取扱いに関する一般的事項

2-1 監督事務の取扱い

2-1-1 金融庁進達事項の処理

信託業法施行規則（平成16年内閣府令第 号。以下「規則」という。）第104条の規定により、信託会社から財務局に対し、信託業法施行令（平成16年政令第 号。以下「令」という。）第25条の規定において金融庁長官の権限のうち財務局長（福岡財務支局長を含む。以下同じ。）へ委任されている権限以外の権限に係る免許、認可等の申請があったときは、事情を調査の上、財務局の意見を付して、監督局長に進達するものとする。

2-1-2 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任

信託会社等の本店又は主たる営業所若しくは事務所の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にある場合においては、管轄財務局長に委任した権限は、財務局長の判断により当該財務事務所長又は出張所長に内部委任することができるものとする。

なお、これらの事項に関する申請書、届出書等は、管轄財務局長あて提出させるものとする。

2-1-3 財務局長間の連絡調整

(1) 財務局長（運用型外国信託会社に係るものあっては金融庁長官）は、免許（登録）申請書に記載されている営業所のうち、他の財務局長が管轄する区域に所在するものがある場合には、免許（登録）後、速やかに免許（登録）申請書の写しの「本店その他の営業所の名称及び所在地」を記載した面を当該営業所の所在地を管轄する財務局長に送付するものとする。金融庁長官又は財務局長が、他の財務局長が管轄する区域における営業所の設置、位置の変更、名称の変更、廃止に係る届出書を受理した場合（本庁監理管理型信託会社に係るものにあつては、5-2-3(4)③の規定により金融庁から変更面の送付があった場合）においても同様とする。

(2) 金融庁長官又は財務局長は、管轄する信託会社の免許若しくは登録を取り消した場合、又は管轄する信託会社の他の財務局長が管轄する区域に所在する営業所に係る業務の全部若しくは一部の停止の処分をした場合は、速やかに当該営業所の所在地を管轄する財務局長にその処分内容を連絡するものとする。

- (3) 財務局長は、法第 17 条第 1 項及び第 19 条（これらの規定を法第 20 条において準用する場合を含む。）の規定による主要株主関係の届出を受理した場合においては、当該届出書の写しを信託会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該信託会社が本庁監理会社の場合には、金融庁長官）へ速やかに送付するものとする。
- (4) その他、令第 25 条から第 29 条までの規定により委任された権限の行使に当たっては、他の財務局長及び金融庁長官との十分な連携を図るものとする。

2-2 類似商号使用者等に対する警告等

2-2-1 実態把握等

顧客からの苦情、捜査当局からの照会、信託会社、信託協会等からの情報提供又は新聞広告等から類似商号を使用している者等を把握した場合は、警察や地域の消費者センター等に照会したり、直接、当該業者に電話で確認する等の方法により、積極的にその実態把握に努めるものとする。

特に、顧客から苦情等があった場合や捜査当局から照会があった場合は、その場の対応のみにとどまることのないよう十分留意すること。

2-2-2 類似商号使用者等に対する警告等

(1) 明らかに類似商号に該当すると認められる者（例えば、「〇〇信託会社」、「〇〇信託（株）」、「（株）〇〇信託」等については別紙様式 1 により文書で警告を行うとともに、直接、電話や面談等により接触し是正を求めるものとする。また、捜査当局に連絡し情報交換等を行うものとする。

(2) 信託会社と紛らわしい商号を使用している者については、別紙様式 2 により警告を行うとともに、警察や地域の消費者センター等に照会したり、直接、電話で確認する等の方法により業務内容を調査するものとする。

調査の結果、当該業者の業務が信託会社とは明らかに異なる場合を除き、別紙様式 3 により再度警告を行うとともに、直接、電話や面談等により接触し是正を求めるものとする。

また、当該業者が無免許又は無登録で信託業を行っていることが判明した場合には、当該業者に対し、かかる行為を直ちに取り止めるようあわせて文書で警告を行うとともに捜査当局に連絡する。

(3) 類似商号を使用していない場合であっても、顧客からの苦情や通報等

を受けて調査した結果、当該業者が無免許又は無登録で信託業を行っていることが判明した場合には、別紙様式4により文書で警告を行うとともに、直接、電話や面談等により接触し是正を求めるものとする。また捜査当局に連絡し情報交換を行うものとする。

- (4) 別紙様式1、3及び4による警告を行ったにもかかわらず是正しないものについては、捜査当局に対し告発を行うものとする。
- (5) 財務局長は、(1)から(4)までの措置をとった場合は、業者名、代表者名、店舗等の所在地、業務内容及び規模等について速やかに金融庁長官へ報告するものとする。
- (6) 財務局長は、類似商号使用者等については管理台帳（別紙様式5）を作成し、当該業者に対する顧客等からの苦情・照会の内容及び当該業者に対する当局の指導内容、相手方の対応等を時系列的に整理・記録しておくものとする。

2-3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応

2-3-1 照会を受ける内容の範囲

信託業法及び兼営法並びにこれらに関連する政令及び府令等金融庁が所管する法令に関するものとする。なお、照会が権限外の法令等に係るものであった場合には、コメント等は厳に慎むものとする。おって、信託法（大正11年法律第62号）は法務省の所管であることに留意する。

2-3-2 照会に対する回答方法

- (1) 本監督指針、審議会等の答申・報告等の既存資料により回答可能なものについては、適宜回答する。
- (2) 回答に当たって判断がつかないもの等については、「連絡箋」（別紙様式6）を作成し、金融庁担当課とFAX等により協議する（送り状は財務局担当課長から金融庁担当課総括課長補佐宛とする）。
- (3) 金融庁担当課は、照会の内容又はこれに対する回答の内容が、法令の解釈等広く一般に知らしめる必要のある先例としての価値を有すると判断した場合には、財務局担当課を経由して、照会者より書面による照会を求め、かつ、書面による回答を行い、当該回答書面を関係部局に回覧するとともに、「照会事例集」を作成し、金融庁担当課、財務局担当課に

においてファイリングし、一般にも公開することとする。

- (4) それ以外のもので照会頻度が高いもの等については、必要に応じ「応接箋」(別紙様式7)に残し関係部局に回覧し、金融庁担当課、財務局担当課の各課担当係に保存するものとする。
- (5) 照会者が照会事項に関し、金融庁からの書面による回答を希望する場合であって、2-3-3(2)に照らしノーアクションレター制度の利用が可能な場合には、その旨を照会者に対して伝えることとする。

2-3-3 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)

法令適用事前確認手続(以下「ノーアクションレター制度」という。)とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、法令適用事前確認手続に関する細則を定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては必ず「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を参照するものとする。

(1) 照会窓口

照会窓口は、照会案件に係る法令を所管する金融庁の担当課室とし、財務局所管の信託会社等は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、照会事案に係る法令を所管する金融庁担当課室に対し、照会書面を原則として3日以内にファックス等により送付する。

(注) 財務局においては、照会書面を金融庁担当課室に送付する際、原則として審査意見を付するものとする。

(2) 照会書面受領後の流れ

照会書面を受領後は、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③までについて確認し、当制度の利用ができない照会の場合には、照会者に対しその旨を連絡する。また、照会書面の補正及び追加書面の提出等が必要な場合には、照会者に対し所要の対応を求めることができる。

① 照会の対象

民間企業等が、新規の事業や取引を具体的に計画している場合において、当庁が本手続の対象としてホームページに掲げた所管の法律及びこれに基づく政府令(以下「対象法令(条項)」という。)に関し、以下のような照会を行うものか。

- ・その事業や取引を行うことが、無許可営業等にならないかどうか。
- ・その事業や取引を行うことが、無届け営業等にならないかどうか。
- ・その事業や取引を行うことによって、業務停止や免許取消等（不利益処分）を受けることがないかどうか。

② 照会者の範囲

照会者は、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、対象法令（条項）の適用に係る照会を行う者及び当該者から依頼を受けた弁護士等であって、下記③の記載要領を満たした照会書面を提出し、かつ、照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることに同意しているか。

③ 照会書面の記載要領

照会書面（電子的方法を含む。）は、下記の要件を満たしているものか。

- イ. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実が記載されていること。
- ロ. 対象法令（条項）のうち、適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項が特定されていること。
- ハ. 照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意していることが記載されていること。
- ニ. 上記ロ. において特定した法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠が明確に記述されていること。

④ 回答

照会を受けた課室の長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として30日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。

- イ. 高度な金融技術等に係る照会で慎重な判断を要する場合 原則 60日以内
- ロ. 担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じるおそれがある場合 30日を超える合理的な期間内
- ハ. 他府省との共管法令に係る照会の場合 原則 60日以内

照会書面の記載について補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、回答期間に算入しないものとする。また、30日以内に回答を行わない場合には、照会者に対して、その理由及び回答時期の見通しを通知することとする。

⑤ 照会及び回答についての公開

金融庁は、照会者名並びに照会及び回答の内容を、原則として30日以内に全て金融庁ホームページに掲載して公開する。

ただし、照会者が、照会書に、回答から30日を超えて公開を希望す

る理由及び公開可能とする時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められるときは、回答から 30 日を超えて公開することができる。この場合においては、必ずしも照会者の希望する時期まで公開を延期するものではなく、公開を延期する理由が消滅した場合には、公開する旨を照会者に通知した上で、公開することができる。また、照会及び回答内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示事由に該当しうる情報が含まれている場合、必要に応じ、これを除いて公表することができる。

2-4 苦情等を受けた場合の対応

- (1) 信託取引に関する苦情等を受けた場合には、申出人に対し、当局は個別取引に関して仲裁等を行う立場にないこと及び法等に基づき信託会社等の経営の健全性等を確保することが当局の責務であることを明快に説明するものとする。

なお、必要に応じ、信託会社等及び信託協会の相談窓口を紹介するものとする。

- (2) 信託会社の経営の健全性を確保するうえで参考となると考えられる情報については、その内容を記録（別紙様式 8）するものとし、特に有力な情報と認められるものについては、速やかに金融庁担当課へ報告するものとする。

2-5 災害における金融に関する措置

2-5-1 災害地に対する金融上の措置

政府は、災害対策基本法によりその目的を達成するために必要な金融上の措置等を講じなければならないこととされている（同法第 9 条第 1 項）。こうしたことから、災害発生の際は、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、信託会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

- ① 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置
- ② 被災者顧客から、信託契約の解約、解約代金の即日支払いの申出があった場合の可能な限りの便宜措置
- ③ 信託会社において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取

引者に周知徹底。

- ④ その他顧客への対応について十分配慮すること。

2-5-2 東海地震の地震防災対策強化地域内外における金融上の諸措置
大規模地震対策特別措置法により地震防災対策強化地域の指定が行われ
ると、指定行政機関は、事前に地震災害及び2次災害の発生を防止し災害
の拡大を防ぐための措置を定めなければならないこととされている。

しかし、金融機関業務の事務処理については、機械化とその無人サービ
ス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることか
ら、東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、
関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、以下に掲げる措
置を適切に運用するものとする。

(1) 東海地震の地震防災対策強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く
民間金融機関の警戒宣言時の対応について

- ① 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、信託会社において、
営業所等の窓口における営業を停止するよう要請する。
- ② 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、信託会社において、
営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用
いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームペー
ジに掲載するよう要請する。
- ③ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後
の信託会社の円滑な業務の遂行の確保を期すため、信託会社において
窓口営業の開始又は再開は行わないよう要請する。
- ④ 警戒宣言が解除された場合には、信託会社において、可及的速やか
に平常の営業を行うよう要請する。

発災後の信託会社の応急措置については、上記「2-5-1 災害
地に対する金融上の措置」に基づき、適時、的確な措置を講ずるこ
とを要請する。

(2) 当該強化地域外に営業所を置く信託会社の警戒宣言時の対応について
信託会社において、地震防災対策強化地域内の本店及び支店等が営業
停止の措置をとった場合であっても、当該営業停止の措置をとった当該
強化地域外の支店及び本店等の営業所については、平常どおり営業を行
うよう要請する。

2-5-3 行政報告

以上のような金融上の諸措置をとったときは、遅滞なく監督局長に報告

するものとする。

2-6 行政指導等を行う際の留意点等

2-6-1 行政指導等を行う際の留意点

信託会社に対して、行政指導等（行政指導等とは行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第6号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。

(1) 一般原則（行政手続法第32条）

① 行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されているか。

例えば、以下の点に留意する。

イ. 行政指導の内容及び運用の実態、担当者の対応等について、相手方の理解を得ているか。

ロ. 相手方が行政指導に協力できないとの意思を明確に表明しているにもかかわらず、行政指導を継続していないか。

② 相手方が行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはいないか。

- ・ 行政指導に従わない事実を法律の根拠なく公表することも、公表することにより経済的な損失を与えるなど相手方に対する社会的制裁として機能するような状況の下では、「不利益な取扱い」に当たる場合があることに留意する。

- ・ 行政指導を行う段階においては処分権限を行使するか否かは明確でなくても、行政指導を行った後の状況によっては処分権限行使の要件に該当し、当該権限を行使することがありうる場合に、そのことを示して行政指導をすること自体を否定するものではない。

(2) 申請に関連する行政指導（行政手続法第33条）

申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。

- ・ 申請者が、明示的に行政指導に従わない旨の意思表示をしていない場合であっても、行政指導の経緯や周囲の客観情勢の変化等を勘案し、行政指導の相手方に拒否の意思表示がないかどうかを判断する。

- ・ 申請者が行政指導に対応している場合でも、申請に対する判断・応

答が留保されることについても任意に同意しているとは必ずしもいえないことに留意する。

・ 例えば、以下の点に留意する。

- イ. 申請者が行政指導に従わざるを得ないようにさせ、申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。
- ロ. 申請者が行政指導に従わない旨の意思表示を明確には行っていない場合、行政指導を行っていることを理由に申請に対する審査・応答を留保していないか。
- ハ. 申請者が行政指導に従わない意思を表明した場合には、行政指導を中止し、申請に対し、速やかに適切な対応をしているか。

(3) 許認可等の権限に関連する行政指導（行政手続法第 34 条）

許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合にもかかわらず、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従う事を余儀なくさせていないか。

例えば、以下の点に留意する。

- イ. 許認可等の拒否処分をすることができないにもかかわらず、できる旨を示して一定の作為または不作為を求めているか。
- ロ. 行政指導に従わなければすぐにでも権限を行使することを示唆したり、何らかの不利益な取扱いを行ったりすることを暗示するなど、相手方が行政指導に従わざるを得ないように仕向けてはいないか。

(4) 行政指導の方式（行政手続法第 35 条）

① 行政指導を行う際には、相手方に対し、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示しているか。

例えば、以下の点に留意する。

- イ. 相手方に対して求める作為または不作為の内容を明確にしているか。
- ロ. 当該行政指導をどの担当者の責任において行うものであるかを示しているか。
- ハ. 個別の法律に根拠を有する行政指導を行う際には、その根拠条項を示しているか。
- ニ. 個別の法律に根拠を有さない行政指導を行う際には、当該行政指導の必要性について理解を得るため、その趣旨を伝えているか。

② 行政指導について、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか（ただし、行政手続法第 35

条第3項各号に該当する場合を除く。)

- ・ 書面の交付を求められた場合には、できるだけ速やかに交付することが必要である。
- ・ 書面交付を拒みうる「行政上の特別の支障」がある場合とは、書面が作成者の意図と無関係に利用、解釈されること等により行政目的が達成できなくなる場合など、その行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を書面で示すことが行政運営上著しい支障を生じさせる場合をいう。
- ・ 単に処理件数が大量であるだけの場合や単に迅速に行う必要がある場合であることをもって、「行政上特別の支障」がある場合に該当するとはいえないことに留意する。

2-6-2 面談等を行う際の留意点

職員が、信託会社の役職員等と面談等（面談、電話、電子メール、ファックス等によるやりとりをいう。以下同じ。）を行うに際しては、下記の事項に留意するものとする。

- ① 面談等に参加する職員は、常に綱紀及び品位を保持し、穏健冷静な態度で臨んでいるか。
- ② 面談等の目的、相手方の氏名・所属等を確認しているか。
- ③ 面談等の方法、面談等を行う場所、時間帯、参加している職員及び相手方が、面談等の目的・内容からみてふさわしいものとなっているか。
- ④ 面談等の内容・結果について双方の認識が一致するよう、必要に応じ確認しているか。特に、面談等の内容・結果が守秘義務の対象となる場合には、そのことが当事者双方にとって明確となっているか。
- ⑤ 面談等の内容が上司の判断を仰ぐ必要のある場合において、状況に応じあらかじめ上司の判断を仰ぎ、又は事後にすみやかに報告しているか。また、同様の事案について複数の相手方と個別に面談等を行う場合には、行政の対応の統一性・透明性に配慮しているか。

2-6-3 連絡・相談手続

面談等を通じて行政指導等を行うに際し、行政手続法に照らし、行政指導等の適切性について判断に迷った場合等には、金融庁担当課室に連絡し、必要に応じその対応を協議することとする。

3 運用型信託会社

3-1 金融庁長官への報告

- (1) 財務局長は、各四半期末現在における運用型信託会社の状況について、別紙様式9により各四半期末の翌月20日までに金融庁長官へ報告するものとする。
- (2) 財務局長は、次に掲げる委任事項について行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。
 - ① 法第6条及び第13条第1項の規定による認可
 - ② 法第18条（法第20条において準用する場合を含む。）の規定による命令
 - ③ 法第21条第2項及び第4項の規定による承認
 - ④ 法第41条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第4項並びに規則第48条第1項（第5号及び第10号に係る部分に限る。）の規定による届出の受理
 - ⑤ 法第42条第1項（法第50条第3項において準用する場合を含む。）及び第2項の規定による報告及び資料の提出の命令
 - ⑥ 法第43条及び第44条第2項の規定による命令
 - ⑦ 法第44条第1項の規定による業務の全部又は一部の停止命令
 - ⑧ 法第49条第1項及び第3項の規定による請求並びに第50条第2項の規定による意見の陳述

3-2 免許申請書の審査に際しての留意事項

申請者より、法第4条に基づく免許の申請があった場合には、以下の点に留意するものとする。

3-2-1 免許申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項

- (1) 規則別紙様式第1号の「記載上の注意」にある署名によることができる場合には、代表者が印章を用いる慣習がない外国人である場合が該当する。
- (2) 免許申請書に記載する営業所とは、信託業の全部又は一部を営むために開設する一定の施設を指し、駐在員事務所、連絡事務所その他営業以外の用に供する施設は除くものとする。

- (3) 法第4条第2項第5号の「収支の見込みを記載した書類」とは、具体的には、業務の開始を予定する日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して3営業年度における別紙様式10により作成した信託会社単体ベース及び規則第8条第1項第1号に規定する子会社等を含めた連結ベースの業務の収支見込み並びにその根拠を記載した書類とする。
- (4) 規則第5条第2項第3号の住民票の抄本には、次の項目が記載されているものを提出させるものとする。
- ① 住所
 - ② 氏名
 - ③ 生年月日
 - ④ 本籍
- (5) 国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票に相当する書面の写し又はこれに準ずる書面は、規則第5条第2項第3号の「これに代わる書面」に該当する。
- (6) 規則第5条第2項第4号に掲げる「取締役、執行役又は監査役が法第5条第2項第8号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役、執行役又は監査役が誓約する書面」には、同号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、法第44条第1項第4号に掲げる免許取消し事由に該当すること及び同条第2項の規定による解任命令の対象となることを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。
- (7) 規則第5条第2項第7号に掲げる「主要株主が法第5条第2項第9号イ及びロ並びに第10号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを免許申請者が誓約する書面」には、主要株主が同項第9号イ及びロ並びに第10号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、法第44条第1項第4号に掲げる免許取消し事由に該当すること及び法第111条2号の規定による罰則の適用があり得ることを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。
- (8) 規則第5条第2項第10号に掲げる「信託業務に関する知識及び経験を有する者の確保の状況並びに当該者の配置の状況を記載した書面」には、

以下の事項を記載するものとする。

- ① 信託業務に携った経験を有する者及び管理又は処分を行う財産の管理・処分業務に携った経験を有する者の確保の状況（履歴書及び配置予定先を含む。）
 - ② 信託業務に関する知識を有する者並びに信託業務及び信託関係法令に関する知識を有する者の確保の状況（知識を有することを証する書面及び配置予定先を含む。）
- (9) 規則第5条第2項第11号に掲げる「その他法第5条の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面」とは、具体的には以下のとおり取り扱うものとする。
- ① 規則第7条第3号に規定する業務の執行方法を定めた社内規則（業務マニュアルその他これに準ずるものを含む。以下同じ。）
 - ② 取り組みを予定している信託スキームの概要図
 - ③ 信託業務の一部を第三者に委託する場合（委託先が確定していない場合を除く。）には、委託先の業務遂行能力が確保されていることを明らかにした書面及び委託先の業務遂行能力を継続的に確認するための体制（委託先の業務遂行能力に問題がある場合における対応策を含む。）を明らかにした書面
 - ④ その他審査の参考となる書類

3-2-2 業務方法書の審査

法第5条第1項第1号に基づく定款及び業務方法書の審査のうち、業務方法書の規定が法令に適合し、信託業務を適正に遂行するために十分なものであるか否かの審査については、法第4条第3項各号及び規則第6条第2項各号に掲げる必要記載項目ごとに、以下の点に留意するものとする。

(1) 引受けを行う信託財産の種類

規則第6条第1項各号に掲げる区分ごとに記載されているか。細目が必要とされる区分の財産については細目が記載されているか。

(2) 信託財産の管理又は処分の方法

信託契約に基づき受託者として行う管理行為、処分行為の内容を信託財産の種類ごとに具体的に列挙しているか。

（例1）金銭の管理又は処分の方法

- ・株式の取得
- ・貸出の実行
- ・不動産の取得

(例2) 有価証券の管理又は処分の方法

- ・ 有価証券の保管、配当金等の收受
- ・ 有価証券の貸付け
- ・ 有価証券を担保とする借入れ
- ・ 有価証券の売却

(3) 信託財産の分別管理の方法

引受けを行う信託財産の種類ごとに固有財産及び他の信託財産との分別管理の方法が記載されているか。公示手段として信託の登記又は登録の制度が設けられている財産権については、登記又は登録をする旨が記載されているか。なお、信託財産の管理を第三者に委託する場合には委託先に求める分別管理の方法についても記載されているか。

(4) 信託業務の実施体制

組織図及び各組織が担当する業務の概略等が記載されているか。また、これにより以下の事項が明らかにされているか。

- ① 営業統括、商品開発、信託財産の運用、信託財産の管理（受益者への運用状況の通知、収益金の計算及び支払い等のバックオフィス業務を含む）、顧客管理（委託者の知識、経験及び財産の状況に照らした適切な信託の引受け並びに本人確認を行うために必要な顧客管理をいう。以下同じ。）、電算システム管理、苦情・紛争処理、社内教育・研修、信託業務の委託先管理、信託契約代理店の管理、法令等遵守の管理、内部監査、財務管理等を的確に行うことができる組織体制となっているか。
- ② 法令等遵守の管理、内部監査、財務管理を行う部門は、営業統括、商品開発、信託財産の運用、信託財産の管理を行う部門から独立した体制となっているか。また、内部監査部門は、信託業務を行う全ての部門に対して十分な牽制機能が働く独立した体制となっているか。
- ③ 行おうとする信託業務の規模・特性に応じて、各部門に求められる役員又は従業員の能力の基準が明らかになっているか。（例えば、信託財産運用部門には、運用を行う財産の運用業務に3年以上携わった経験を有する者を配置する等）
- ④ 信託業務を担当する役員の担当業務並びに信託業務を担当する組織及びその事務分掌について、社内規則に規定されているか。

(注) 上記の担当部門はあくまでも例示であり、その行うべき体制整備等は、申請者が行おうとする信託業務の規模・特性により異なることに留意する。また、組織図には部署名を記載する必要はない。（「営業の本部機能を有する部門」、「信託財産運用部門」等の記載でよい。）

- (5) 信託業務の一部を第三者に委託する場合には、委託する信託業務の内容及びその委託先（委託先が確定していない場合は、委託先の選定に係る基準及び手続）

委託する信託業務の類型ごとに委託先が記載されているか。なお、委託先が確定していない場合における委託先の選定に係る基準及び手続については、委託先が法第22条第1項第2号に掲げる要件を満たすよう、例えば以下のような委託先の選定基準が記載されているとともに、選定に係る手続が具体的に記載されているか。

- ① 委託する信託業務の類型ごとに、当該委託する業務に関して規制する法律に基づく免許、登録等を受けている者であること。
- ② 信用力等に照らし、委託する業務の継続的な遂行が可能である者であること。
- ③ 委託する業務に係る実績や業務の内容に即した人材の確保の状況等に照らし、委託する業務を的確に遂行する能力がある者であること。
- ④ 委託される財産の分別管理を行う体制や内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されている者であること。

- (6) 信託受益権販売業を営む場合には、当該業務の実施体制
10-2-3(1)②に準じ、原則として(4)に併せて記載されているか。

- (7) 信託業務の運営の基本方針
信託業務の運営に当たって、信託法、信託業法その他の関連法令を遵守する旨が記載されているか。

- (8) 信託契約締結の勧誘、信託契約の内容の明確化及び信託財産の状況に係る情報提供に関する基本方針

顧客に対して勧誘を行う際には、顧客の知識、経験及び財産の状況に応じ、商品内容について十分な情報提供と説明を行い、契約内容を明確化する旨が記載されているか。また、規則第36条各号に掲げる場合を除き、受託する信託財産の計算期間ごとに信託財産状況報告書を顧客に対し交付する旨が記載されているか。

3-2-3 財産的基礎の審査

法第5条第1項第2号に掲げる信託業務を健全に遂行するに足る財産的基礎を有しているか否かの審査に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- (1) 貸借対照表及び規則第5条第2項第1号に掲げる純資産額及びその算出根拠を記載した書面を精査し、純資産額が正確に算出されているかを確認すること。
- (2) 収支見込対象期間における純資産額の審査においては、収支見込みの根拠となる諸条件について十分に精査すること。また、信託報酬は確実かつ将来にわたり安定的と見込まれるか、収支見込みの前提となる諸条件が見込みを下回った場合でも経常経費を賄う程度の収益を見込めるか等についても審査すること。

3-2-4 人的構成に照らした業務遂行能力の審査

申請者が法第5条第1項第3号並びに規則第7条第3号及び第4号に掲げる業務遂行能力等に関する基準を満たしているか否かについては、業務方法書等の記載内容に照らして、以下により判断することとする。なお、これらはあくまでも例示であり、その行うべき体制整備等は申請者が行おうとする信託業務の規模、特性により異なることに留意し、申請者が以下の基準を満たしていない場合には、満たす必要がない合理的理由について聴取することとする。

(1) 顧客保護の観点からの信託業務の執行方法の審査

① 信託財産の分別管理の執行方法

信託財産の分別管理に関する社内規則に、分別管理の執行方法が具体的に定められており、信託財産が自己の固有財産及び他の信託財産と明確に区分され、かつ、当該信託契約の種類に応じた方法により、当該信託財産に係る受益者を判別できることとしているか。また、その遵守状況について適切に検証することとしているか。

② 信託契約の締結の勧誘及び信託契約の内容の明確化の執行方法

顧客への勧誘・説明に関する社内規則に、顧客への勧誘、信託契約の内容の明確化及び説明並びに信託契約締結時の書面交付の方法が具体的に定められており、法令等を遵守した適切な信託の引受けを行うこととしているか。特に、法第24条第2項に規定する委託者の知識、経験及び財産の状況に照らした適切な信託の引受けを行うため、顧客の知識、投資意向、投資経験等の顧客属性について把握し、顧客属性に照らした勧誘、説明、引受けを行うための具体的な方法が記載されているか。また、顧客属性の把握の状況及び信託の引受けの際の法令等の遵守状況について適切に検証することとしているか。

③ 信託財産の状況に係る情報提供及び信託財産の経理に関する業務の執行方法

信託財産の状況に関する情報提供に関する社内規則に、受益者への運用状況の情報提供方法が具体的に定められているか。また、規則第5条第2項第8号イに掲げる信託財産に関する経理に関する社内規則に、信託財産の経理に関する基準（信託財産の評価方法、収益金の計算方法等）が定められているか。なお、受益者への運用状況の情報提供、収益金の計算及び実際の支払い等は、信託財産運用部門、営業の本部機能を有する部門から独立した部門が行うなど相互牽制機能が十分に働く執行体制となっているか。

④ 帳簿書類の作成及び閲覧の方法

規則第5条第2項第8号ロに掲げる帳簿書類の作成及び閲覧に関する社内規則に、信託法第39条第1項に規定する帳簿及び同条第2項に規定する財産目録の作成及び閲覧の方法が具体的に記載されているか。

(2) 経営体制等に照らした業務遂行能力の審査

① 経営体制（役員又は従業員の確保状況）

イ 営業の本部機能を有する部門に、信託業務に関する知識を有する者を複数名配置することとなっているか。うち少なくとも1名は、信託業務に3年以上携った経験を有する者であるか。

ロ 信託財産運用部門及び信託財産管理部門のそれぞれに、管理又は処分を行う財産の管理・処分業務に3年以上携った経験を有する者を配置することとなっているか。

ハ 内部監査部門及び財務管理部門のそれぞれに、信託業務に関する知識を有する者を配置することとなっているか。

ニ 法令等遵守の管理部門に、信託業務及び信託関係法令に関する知識を有する者を配置することとなっているか。

ホ 信託業務に係る営業の担当者は、信託業務に関する知識を有する者であるか。

ヘ 信託業務を担当する役員が、その経歴及び能力等に照らして、信託業務を公正かつ的確に遂行することができる十分な資質を有しているか。

(注) 信託受益権販売業を営む場合には、10-2-3(2)①の基準についても満たす必要があることに留意する。

② 業務運営体制

イ 法令等を遵守し、信託商品の適切な勧誘、説明及び書面交付を顧客に行えるよう営業の担当者に適切に研修等を実施できる体制が整備されているか。

ロ 信託約款等を策定・変更する際に、営業の本部機能を有する部門と

は独立した部門において法令及び会計上の検討を行うなど相互牽制機能が十分に働く体制が整備されているか。

ハ 信託財産を市場で運用する場合には、信託財産の運用に関する社内規則（注）が整備されているか。また、当該規則に基づく運用が確保される体制が整備されているか。

（注）受託者責任の観点から、例えば次のような事項が規定されているか。

a 受託者責任に関する基本的考え方（善管注意義務及び忠実義務の遵守等）を定めているか。

b 運用方針・運用内容等（貸株取引に関する事項も含む。）について、委託者に対する説明義務を定めているか。

c 市場取引において遵守すべき原則（例えば価格操作・風説の流布の禁止、引値保証取引に関する事項等）を定めているか。

d 取引執行能力、法令等遵守、信用リスク、取引コスト等を勘案した取引証券会社等の選定に関する基準を定めているか。

ニ 運用の判断プロセスの適切性を含め、信託財産が信託約款等に則り適切に運用されているか（運用状況の記録を保存しているかを含む。）について、信託財産運用部門から独立した部門による定期的な検証ができる体制が整備されているか。

ホ 法第 29 条第 2 項各号に掲げる取引を行おうとする場合には、社内規則において、当該取引を行う旨、当該取引の概要（態様及び条件を含む。）及び信託財産に損害を与えるおそれがないことの客観的・合理的な理由付け・疎明が、具体的に検証できる形で定められているか。

- ・ 例えば、信託勘定から固有勘定への運用に際し、受託者の信用リスクを適切に評価することとしているか。特に、受託者の財務の健全性低下が懸念される場合に上記の客観的・合理的な理由付け・疎明を行うには、より慎重かつ保守的な検証が必要であることを踏まえた社内規則となっているか。

- ・ 当該取引を実施する部門から独立した内部監査部門による定期的かつ実効性のある検証・監査ができる体制が整備されているか。

③ 業務管理体制

イ 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成 14 年法律第 32 号）による本人確認及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号）による疑わしい取引の届出が適切に行われる体制が整備されているか。

ロ 信託財産に係る情報管理の執行方法

顧客に関する情報の管理について、具体的な取扱い基準が定められ、顧客に関する情報の管理が適切に行われる体制が整備されているか。

ハ 委託先の管理体制

信託会社が信託業務の一部を第三者に委託する場合（委託先が確定していない場合を除く。）には、委託先が委託された信託業務を的確に遂行することができるよう、委託先において、以下の体制が整備されているか。また、信託会社は、委託先が業務遂行能力や委託に係る契約に記載された条件を満たしているかを継続的に確認できる体制を整備しているか。さらに、委託先の業務遂行能力に問題がある場合における対応策（業務の改善の指導、委託の解消等）を明確に定めているか。

- a 委託される業務の内容に即した人材（管理・処分を行う資産に関する知識・経験を有する者、受託者責任に習熟した者等）が確保されているか。
- b 委託を受けた財産の分別管理の体制が整備されているか。
- c 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されているか。

ニ 内部管理体制の整備

- a 規則第5条第2項第8号ハに掲げる内部管理に関する業務の運営に関する社内規則に、当該業務の具体的な運営方法及び社内における責任体制が明確に記載されているか。
- b 信託業務に関する社内規則の内容を信託業務に携わる全役職員に周知徹底することとしているか。

3-2-5 免許拒否事由の審査

法第5条第2項各号に掲げる事由に該当しないことを確認するものとする。なお、同項第7号の審査については、3-3-4に準じるものとする。

3-3 監督に係る事務処理上の留意事項

3-3-1 営業保証金に係る留意事項

- (1) 信託会社が既に供託している供託物の差し替えを行うため、新たに供託をした後、当該供託書正本を届け出てきた場合は、既に受理保管していた供託書正本について、別紙様式11による供託書正本の下付証明を行うとともに、既に受理保管していた供託書正本を信託会社に返還する。
- (2) 令第10条第3号の規定による保証契約の変更又は解除の承認をした場合には、別紙様式12により作成した保証契約変更承認書又は別紙様式13

により作成した保証契約解除承認書を申請者に交付するものとする。

- (3) 供託書正本を受領した場合は、別紙様式14による保管証書を交付する。
- (4) 営業保証金取戻し公告は、別紙様式15により行う。
- (5) 信託会社及び免許申請者に対して、法第11条第9項の規定に基づき国債により営業保証金を供託している場合、国債に関する法律（明治39年法律第34号）により一定期間経過後に消滅時効が完成し、供託が無効となることがある旨を周知する。

3-3-2 業務方法書の変更認可

法第13条第1項に規定する業務方法書の変更認可については、以下の点に留意するものとする。また、審査に当たっては、その変更内容に応じて、本監督指針の免許の審査基準を満たさないこととならないかどうか留意するものとする。

- (1) 規則第24条第2項第4号に掲げる「その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類」については、業務方法書の変更内容に応じて、3-2-1(7)及び(8)に記載した書面の提出を求めるものとする。
- (2) 信託業務の一部を第三者に委託しようとする信託会社が、委託先が確定していないため、業務方法書に委託先の選定に係る基準及び手続きを記載した場合であって、当該基準及び手続きに従った選定により委託先が確定した場合には、委託先の確定に伴う業務方法書の変更認可は不要であることに留意するものとする。

3-3-3 取締役の兼職の制限

- (1) 法第16条に規定する「常務に従事する取締役」とは、取締役会の出席回数、拘束時間の多少にかかわらず、会社の実務に携わる取締役をいう。
したがって、代表権のある取締役は全て承認の対象となるほか、代表権のない取締役でも会長、副会長、社長、副社長、専務、常務として対外的に常務に従事しているとみられるものは承認の対象となる。
- (2) 法第16条に規定する「他の会社」とは、商法上の会社を問わず全ての「会社」をいい、公益法人、組合等は含まない。また、「他の会社の常務に従事し」とは、他の会社の取締役であることを要せず、他の会社の実務に携わる場合をいう。
したがって、他の会社の代表権のある取締役に就任する場合は全て承認の対象となるほか、代表権のない取締役でも会長、副会長、社長、副

社長、専務、常務として対外的に常務に従事しているとみられるものは承認の対象となる。

- (3) 法第 16 条の「事業を営む」とは、自己の名をもって事業を営むことのほか、経営の主体となり又は実務に携わっていることを含む。

3-3-4 兼業承認

- (1) 承認申請書の添付書類のうち、法第 21 条第 3 項に規定する「営む業務の内容及び方法を記載した書類」には、営もうとする兼業業務の内容及び方法が具体的に記載されているか。(特定の業種名を記載した包括的な兼業承認申請は行わないこと。) また、本書類には、規則第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる「兼業業務が信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼす恐れがないこと」が明確となるよう、業務執行体制、内部管理体制の整備状況等が記載されているか。
- (2) 兼業業務に係る財産と信託財産との間の取引を行おうとする場合には、3-2-4(2)②ホに記載した社内規則の整備の状況について確認するものとする。

3-3-5 信託業務の委託

法第 22 条第 1 項に規定する「信託業務の委託」に該当するか否かは、信託業務の一部の委託を受けた第三者が行う業務の内容及び個々の信託財産の管理又は処分の状況等に照らして、当該第三者が信託財産の管理又は処分に関する裁量を有すると認められるか否かにより判断することとし、定型的なサービス提供者のサービスを利用する場合や、単純な事務処理等を行わせる場合には、これに該当しないことに留意する。

具体的には、例えば以下のような行為が委託に該当するものと考えられるが、上記に照らして個別に判断することとする。

- ① 第三者が信託財産を保管する場合
- ② 第三者が信託財産の譲渡契約、貸付契約等の締結の代理権を有する場合
- ③ 第三者が金銭の運用に関する権限を有する場合（金銭信託）
- ④ 第三者が金銭債権の回収を行う場合（金銭債権信託）
- ⑤ 第三者が株式の議決権行使の内容を決定する権限を有する場合（有価証券管理信託）
- ⑥ 第三者が建物設備やテナントの管理権限を有する場合（建物管理信託）
- ⑦ 第三者が建物の建築を請け負う場合（土地信託）

(注) 例えば以下のような行為は「信託業務の委託」に該当しないと考えられる。

- イ 信託財産を運送会社に運搬させる場合
- ロ 有価証券の売買を証券会社を通じて行う場合
- ハ 不動産の処分を不動産会社を通じて行う場合
- ニ 社債等の振替に関する法律第 75 条の記載又は記録（これに類似するものを含む。）を口座振替機関に行わせる場合
- ホ 有価証券を日本銀行又は証券保管振替機構に預託する場合
- ヘ 訴訟を弁護士に委託する場合
- ト 第三者が行う金銭債権の回収事務の内容が、債務者から当該第三者の預金口座に入金された弁済金を受託者の預金口座に入金するにとどまる場合
- チ 信託財産を他の信託会社又は信託兼営金融機関に信託する場合

3-3-6 信託勘定元帳に関する留意事項

規則第 39 条第 3 項イに掲げる信託勘定元帳については、以下の点に留意する。

- (1) 金銭債権の信託のうち、特定の債務者に対して発生する債権を継続的に当該債権の管理を主たる目的として信託することとされているもの（いわゆる一括支払い信託）については、勘定科目ごとの変動状況が信託契約ごとに記載されていなくても、信託契約ごとの信託勘定元帳が求めに応じて速やかに作成できるような体制が整備されていれば差し支えない。
- (2) 信託期間を通じて、その信託財産が他の信託契約に係る信託財産と合わせて 1 つの投資単位を形成し運用することとされている信託については、個々の信託契約ごとでなく、当該投資単位について作成・保存されていけば差し支えない。

3-3-7 産業活力再生特別措置法に関する留意事項

我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針（平成 15 年 4 月 10 日付経済産業省告示第 129 号）、産業活力再生特別措置法の施行に係る指針（平成 15 年 4 月 9 日付内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第 1 号）について、信託会社への適用に際しては、以下の点に留意するものとする。

- (1) 「売上高」については、「信託報酬」と読み替えて適用するものとする。

- (2) 「販売費が5%以上低減される場合」については、例えば信託報酬の一単位当たりの経費が5%以上低減される場合をいう。
- (3) 「従業員1人あたりの付加価値額」については、例えば、営業報告書中の「営業利益」、「給料」、「固定資産減価償却費」の和を従業員数で除すことにより算出するものとする。

3-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項

運用型信託会社の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第42条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第43条に基づく命令を行うことが必要となる。その際の着眼点については、法令及び本事務監督指針に規定する免許申請の際の審査基準を満たしているか、法令、定款、業務方法書、社内規則等を遵守した適切な業務運営が行われているか否かのほか、以下の点にも留意するものとする。

3-4-1 届出受理の際の留意事項

法令に基づく届出を受理した場合には、届出の内容を十分精査し、法令に違反することとならないか、業務運営の適切性、健全性に問題が生じることとならないかについて確認する必要がある。確認の結果、問題があると認められるときは、報告徴求や業務改善命令等の措置を適切に講じることとする。

3-4-2 信託業務の再委託

信託業務の委託先が委託を受けた業務を再委託しようとする場合には、委託先は、法第22条第1項第2号及び第3号の要件を満たす者を再委託先に選定しているか。また、信託会社は、委託先が当該要件を満たす者を再委託先に選定していることを確認した上で再委託に同意しているか。

さらに、信託会社及び委託先は、委託が繰り返される過程で法第22条第1項第2号及び第3号の趣旨が損なわれることのないよう、再委託契約の締結に当たって、法令遵守の観点から十分な検討を行っているか。

なお、必要に応じ、信託会社又は委託先に対して法第42条に基づく報告を求め、さらに、重大な問題があるときは、信託会社に対して法第43条に基づく業務改善命令を発出することとする。

3-4-3 忠実義務及び善管注意義務の遵守状況

法第28条第1項及び第2項において信託会社の忠実義務、善管注意義務が規定されており、忠実義務に違反する行為として、法第29条第1項各号

に掲げる取引及び同条第 2 項の規定に違反する取引が該当するが、これらの行為以外にも、例えば、同一内容の受益権を有する複数の受益者に対して合理的な理由なく異なる取扱いをし、受益者間の公平を損ねるような場合など、忠実義務又は善管注意義務に違反することとなる場合があることに留意する。

3-4-4 不祥事件に対する監督上の対応

不祥事件等に対する監督上の対応については以下のとおり取り扱うこととする。

(1) 不祥事件の発覚の第一報

信託会社において不祥事件が発覚し、第一報があった場合は、以下の点を確認するものとする。

- ① 本部等の事務部門、内部監査部門への迅速な報告及びコンプライアンス規定等に則った取締役会等への報告。
- ② 刑罰法令に抵触している恐れのある事実については、警察等関係機関等への通報。
- ③ 事件とは独立した部署（内部監査部門等）での事件の調査・解明の実施。

(2) 不祥事件届出の受理

法第 41 条第 1 項第 3 号及び規則第 48 条第 1 項第 8 号に基づき、信託会社が不祥事件の発生を知った日から遅滞なく不祥事件届出が提出されることとなるが、当該届出の受理時においては、法令の規定に基づき報告が適切に行われているかを確認する。

なお、信託会社から第一報がなく届出の提出があった場合は、上記(1)の点も併せて確認するものとする。

(3) 主な着眼点

不祥事件と業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証する。

- ① 当該事件への役員の関与はないか、組織的な関与はないか。
- ② 当該事件の内容が信託会社の経営等に与える影響はどうか。
- ③ 内部牽制機能が適切に発揮されているか。
- ④ 改善策の策定や自浄機能が十分か。
- ⑤ 当該事件の発覚後の対応が適切か。

(4) 監督上の措置

不祥事件届出があった場合には、事実関係、発生原因分析、改善・対応策等についてヒアリングを実施し、必要に応じ、法第 42 条に基づき報告を求め、さらに、重大な問題があるときは、法第 43 条に基づく業務改善命令を発出することとする。

(5) 標準処理期間

不祥事件届出に係る法第 42 条に基づく報告徴求や法第 43 条に基づく業務改善命令を発出する場合は、当該届出書（法第 42 条に基づく報告徴求を行った場合は、当該報告書）の受理の日から原則として概ね 1 ヶ月以内を目途に行うものとする。

3-4-5 信託契約代理店の管理体制

信託契約代理店との間で信託契約代理業に係る委託契約を締結するに当たって、当該代理店の信託業務に関する知識、信託契約代理業務の遂行能力、他に営む業務の内容等が審査されているか。

また、自己を所属信託会社とする信託契約代理店の適切な運営を確保するため、法令等の遵守、信託業務に関する知識、内部管理体制等について、適切な管理、指導を行っているか。また、信託契約代理店の法令等遵守体制及び業務運営の適切性について定期的に監査を実施しているか。

3-5 業務停止命令及び免許の取消しに係る留意事項

運用型信託会社が法第 44 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、当該信託会社の第 3 条の免許を取り消し、又は業務の停止を命ずることができる。その際には、以下の事項に留意するものとする。

3-5-1 行政手続法に基づく手続き

運用型信託会社に対して業務停止命令又は免許の取消しを行おうとする場合には、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続きを適切に実施するものとする。

3-5-2 監督処分に係る公告の留意事項

法第 48 条の規定に基づき監督処分の公告を行う場合は、以下の事項を掲載するものとする。

- ① 商号
- ② 本店の所在地
- ③ 行政処分の年月日
- ④ 行政処分の内容

3-5-3 信託法に基づく手続き

信託会社の免許を取り消した場合においても、当然に受託者たる地位を失うわけではないことから、法第49条第1項の規定により読み替えて適用する信託法第47条の規定に基づき、裁判所に対して受託者の解任請求を行うものとする。

また、法第49条第3項の規定により読み替えて適用する信託法第49条第1項の規定に基づき、裁判所に対して新受託者の選任請求を行うものとする。

3-6 廃業等に係る留意事項

信託会社から、法第41条第1項第1号及び規則第48条第1項第5号の規定による破産手続開始等の申立てに係る届出並びに法第41条第4項の規定による公告の届出（合併、分割及び営業譲渡に係るものを除く。）を受理した場合には、ヒアリング、法第42条に基づく報告徴求又は検査等を実施し、以下の点を確認するものとする。確認の結果、問題が認められた場合には業務改善命令を行うほか、免許取消事由が確認された場合には、直ちに免許取消しを行うこととする。

- ① 届出を行った信託会社が法第44条第1項各号に掲げる免許取消の事由に該当していないか。
- ② 法第41条第4項の規定による公告の届出（合併、分割及び営業譲渡に係るものを除く。）を受理した場合であって上記①に該当しない場合には、受託者の地位を辞することに関し、信託法第43条の規定に基づき委託者及び受益者の承諾を得ているか又は信託法第46条の規定に基づき裁判所の許可を得ているか。また、合併及び破産以外の解散の場合には、解散事由が発生しているか。

（注）信託法上、信託の受託者については、①信託行為に別段の定めがある場合（第43条）、②受益者及び委託者の承諾がある場合（第43条）及びやむを得ない事由があるときに裁判所の許可を受けた場合（第46条）にのみ辞任が認められている。

3-7 検査部局との連携

検査部局との連携を以下のとおり行うものとする。

3-7-1 検査部局による検査着手前

検査着手に当たって、監督部局（財務局検査の場合には財務局信託会社担当課、検査局検査の場合には監督局信託会社担当課）は、検査班主任検査官に対し、信託会社の現状等についての説明を行うものとする。

3-7-2 検査部局による検査結果通知後

(1) 検査結果通知書の交付日と同日付けで、信託会社に対し、当該通知書において指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善策、その他をとりまとめた報告書を1ヶ月以内（必要に応じて項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、法第42条第1項に基づき求めるものとする。（財務局監理信託会社について検査局検査が行われた場合にも、法第42条報告発出及び受理は財務局信託会社担当課が行うこととする。）

また、合併等によりシステム統合等を予定している信託会社において、システム統合リスクの管理態勢に関する指摘がある場合のうち、必要かつ適当と認められる場合には、当該システム統合等の計画を的確に履行するための方策、システムリスクに係る内部管理体制（内部監査を含む。）等についても、同項に基づき報告書の提出を命ずるものとする。

(2) 検査結果通知後、上記(1)の報告書の提出を受ける前に、検査結果通知書の審査担当者等から、検査結果通知書の内容、背景について説明を受けるものとする。（財務局監理信託会社について検査局検査が行われた場合には、財務局信託会社担当課は、原則として金融庁において、検査局審査担当者から説明を受けるものとする。この際、財務局検査担当課の同席を求めるものとする。）

(3) 上記(1)の報告書が提出された段階で、信託会社から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、検査部局とも緊密な連携を図るものとし、検査結果通知書の審査担当者等（注）の出席を原則として確保するものとする。

（注）財務局監理信託会社について検査局検査が行われた場合には、財務局信託会社担当課は、財務局検査担当課審査担当者の出席を原則として確保し、必要に応じ、検査局審査担当者の同席を求めるものとする。

(4) 検査結果及び法第42条第1項に基づく報告書の内容等により、改善策の実施に一定の期間を要すると認められる場合には、同項に基づき次回検査までの間定期的に報告を求めるものとする。また、自主的な改善努力に委ねたのでは当該信託会社の業務運営の適切性、健全性に支障を来

すと認められる場合には、法第 43 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。

- (5) 財務局信託会社担当課は監督局信託会社担当課との十分な連携によりこれらの事務を行うものとし、検査局との連携は財務局検査担当課を通じて行うものとする。

3-7-3 標準処理期間

法第 43 条に基づき業務改善命令を発出する場合には、3-7-2(1)の報告書を受理したときから、原則として概ね 1 ヶ月（処分が財務局を經由して金融庁において行われる場合、処分が財務局において行われるが金融庁との調整を要する場合又は処分が他省庁との共管法令に基づく場合は概ね 2 ヶ月）以内を目処に行うものとする。

(注 1) 「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。

- ・ 複数回にわたって法第 42 条に基づき報告を求める場合（直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。）には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。
- ・ 提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等（軽微なものを除く。）を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。

(注 2) 弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間には含まれない。

(注 3) 標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。

4 運用型外国信託会社

4-1 免許申請書の審査に際しての留意事項

申請者より、法第 53 条に基づく免許の申請があった場合には、以下の点に留意するものとする。

4-1-1 免許申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項 3-2-1 に準じるものとする。

4-1-2 免許申請書の審査

原則として、3-2-2 から 3-2-5 までに準じるものとする。その際には、以下の点に留意するものとする。

- (1) 在日支店の経営体制、業務運営体制、業務管理体制等は当該支店単位で整備されている必要があり、本店による内部監査等は補完的な位置付けとして評価することに留意するものとする。
- (2) 信託業務に携わった経験、管理処分を行う財産の管理・処分業務に携わった経験及び信託業務・信託関係法令に関する知識については、わが国信託業務等に関する経験及び知識であることに留意するものとする。

4-2 運用型外国信託会社の監督事務

運用型外国信託会社の監督事務については、原則として 3-3 から 3-5 までに準じるほか、以下の点に留意するものとする。なお、業務方法書の変更認可、業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合等に際しては、4-1-2 に記載した事項にも留意するものとする。

4-2-1 駐在員事務所設置の届出に係る留意事項

法第 64 条第 1 項の規定による駐在員事務所設置届出の受理に当たっては、当該事務所で潜脱的に信託業務が行われることのないように留意するものとする。

4-3 廃業等に係る留意事項

原則として、3-6 に準じるものとする。

4－4 検査部局との連携

3－7に準じるものとする。

5 管理型信託会社

5-1 金融庁長官への報告

- (1) 財務局長は、法第9条第1項の登録をした信託会社が本庁管理会社に指定された場合は、速やかに登録申請書及び添付書類の写しを金融庁長官へ送付するものとする。本庁管理会社について登録の更新をした場合も同様とする。
- (2) 財務局長は、各四半期末現在における管理型信託会社の状況について、別紙様式16により各四半期末の翌月20日までに金融庁長官へ報告するものとする。
- (3) 財務局長は、次に掲げる委任事項について行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。
 - ① 法第10条第1項の規定による登録及び登録の更新の拒否
 - ② 法第43条及び第45条第2項の規定による命令
 - ③ 法第45条第1項の規定による登録の取消及び業務の全部又は一部の停止命令
 - ④ 3-1(2)②から⑤まで及び⑧に掲げる事項

5-2 登録に際しての留意事項

5-2-1 管理型信託業の判断に当たっての留意事項

申請者が行おうとする信託業が法第2条第3項の「管理型信託業」に該当する場合には、法第7条の規定により登録を受けることで管理型信託業を営むことが可能となる。信託業は原則として免許制である趣旨に鑑み、登録申請があった場合には、取り扱おうとする信託スキームを十分精査し、免許申請の必要性の有無を確認することとする。判断に当たっては、次に掲げる点を考慮するものとする。

- (1) 法第2条第3項第1号
指図の内容が、信託財産の管理又は処分の方法を受託者の裁量が生じないように特定されるものになっているか。
- (2) 法第2条第3項第2号
 - ① 保存行為
財産の現状を維持するために必要な行為になっているか。例えば、

以下のような行為にとどまっているか。

- イ. 知的財産権等に対する侵害を排除するための行為
- ロ. 未登記不動産等について登記等を行う行為
- ハ. 消滅時効の中断等財産権の消滅を防止する行為
- ニ. 配当、利息の受取り等財産権からの予定された収益を收受する行為
- ホ. 建物の修繕を行う行為

② 財産の性質を変えない範囲内における利用行為

財産の通常の用法により収益を得ることを図る行為になっているか。また、長期にわたり他の方法による利用ができなくなるなど実質的に財産の処分を行っていることがないか。例えば、以下のような行為にとどまっているか。

- イ. 信託財産の管理又は処分により生じた金銭を普通預貯金により管理する行為
 - ロ. 民法第 602 条に規定する短期賃貸借に該当する行為
 - ハ. 知的財産権に関し他者の利用を制限しない通常実施権を設定する行為
 - ニ. 知的財産権に関し他者の利用を制限する専用実施権を短期間（3 年以内）設定する行為
- また、例えば、以下のような行為を行っていないか。
- イ. 預貯金を貸付債権に変更する行為
 - ロ. 上記ロの短期賃貸借に該当しない賃貸借に該当する行為
 - ハ. 知的財産権に関し専用実施権を長期間設定する行為

③ 財産の性質を変えない範囲内における改良行為

財産の価値を増加させる行為になっているか。また、財産の内容を実質的に変更するものとなっていないか。例えば、以下のような行為にとどまっているか。

- イ. 無利息債権を利息付債権に変更する行為
 - ロ. 財産権から担保権という負担を除去する行為
- また、例えば、以下のような行為を行っていないか。
- イ. 農地を宅地に変更する行為
 - ロ. 預金を株式に変更する行為

5-2-2 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項

3-2-1(1)、(2)及び(4)から(8)までに掲げる事項に準じるほか、以下の点に留意するものとする。

- (1) 規則第 13 条第 4 号に掲げる「営もうとする信託業が管理型信託業に該当することを証する書面」とは、具体的には、取り組みを予定している信託スキームの概要図（概要図の説明の記載を含む。）をもとに管理型信託業に該当することを証明する書面のほか、管理型信託業に該当することを確認するため参考となる書面を添付したものとする。

5-2-3 登録の手続き（登録の更新の手続きを含む。）

(1) 登録番号の取扱い

- ① 登録番号は、財務局長ごとに一連番号を付す（ただし、4、9、13、42、83、103 は欠番とする。）ものとし、管理型信託会社登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。
 - ・〇〇財務局長（信）第〇〇号
- ② 登録がその効力を失った場合の登録番号は欠番とし、補充は行わないものとする。
- ③ 登録番号を別紙様式 17 による管理型信託会社登録番号台帳により管理するものとする。

(2) 登録申請者への通知

管理型信託会社登録簿に登録した場合は、別紙様式 18 による登録済通知書を登録申請者に交付するものとする。

(3) 登録の拒否

- ① 登録を拒否する場合は、拒否の理由及び金融庁長官に対して審査請求できる旨を記載した別紙様式 19 による登録拒否通知書を登録申請者に交付するものとする。
- ② 登録拒否通知書には、拒否の理由に該当する法第 10 条第 1 項各号のうちの該当する号（第 1 号に該当する場合には、法第 5 条第 2 項各号のうちの該当する号を含む。）又は登録申請書及び添付書類のうち重要な事項についての虚偽の記載のある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に明らかにするものとする。

(4) 管理型信託会社登録簿

- ① 管理型信託会社登録簿は、登録申請書の写しの第 2 面から第 6 面により作成するものとする。
- ② 登録申請書記載事項に係る変更届出書が提出された場合には、当該届出書に添付される登録申請書の変更面と管理型信託会社登録簿の当該面とを差替えるものとする。

なお、新株予約権付社債を発行している信託会社の新株予約権の行

使による資本の額の変更届出書については、毎月末における資本の額を翌月 15 日までに提出させ、1 ヶ月ごとに当該管理型信託会社登録簿を差し替えるものとする。

- ③ 本庁監理信託会社から登録申請書記載事項に係る変更届出書の提出があった場合には、本庁は 1 ヶ月分を取りまとめて翌月 20 日までに、当該信託会社の登録を行った財務局に対して登録申請書の変更面を送付するものとする。
- ④ 管理型信託会社登録簿の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。ただし、管理型信託会社登録簿の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。
- ⑤ 管理型信託会社登録簿の縦覧者には、別紙様式 20 による管理型信託会社登録簿縦覧表に所定の事項を記入させるものとする。
- ⑥ 管理型信託会社登録簿は、財務局長が指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。
- ⑦ 縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。
 - イ. 上記④から⑥まで又は当局の指示に従わない者
 - ロ. 管理型信託会社登録簿を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者
 - ハ. 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
- ⑧ 他の財務局長が登録を行った信託会社に係る縦覧の申請があった場合は、登録を行った財務局において縦覧が可能なこと、及び信託会社のすべての営業所には法第 34 条の規定による説明書類が備え置かれ、縦覧に供されている旨を申請者に伝えるものとする。ただし、申請者に申請に係る信託会社の営業所が遠隔地になるなどのやむを得ない事情があるときには、当該他の財務局長に登録事項を照会し、縦覧に応じるものとする。

5-2-4 登録拒否事由の審査

法第 10 条第 1 項各号に掲げる事由に該当しないことを確認するものとする。その際、以下の点に留意するものとする。

(1) 法第 5 条第 2 項第 4 号の審査

申請に係る商号が法第 5 条第 2 項第 4 号に抵触しないかを確認するため、申請書を受理した財務局は、必要に応じて金融庁又は他の財務局に

照会するものとする。

(2) 法第 5 条第 2 項第 7 号の審査
3-3-4 に準じるものとする。

(3) 法第 10 条第 1 項第 3 号の審査
3-2-3(1) に準じるものとする。

(4) 業務方法書の審査

法第 10 条第 1 項第 4 号に基づく定款及び業務方法書の審査のうち、業務方法書の規定が法令に適合し、管理型信託業務を適正に遂行するために十分なものであるか否かの審査については、法第 8 条第 3 項各号及び規則第 14 条第 2 項において準用する規則第 6 条第 2 項各号に掲げる必要記載項目ごとに、以下の点に留意するものとする。

① 信託財産の管理又は処分の方法

信託契約に基づき受託者として行う管理行為、処分行為の内容を信託財産の種類ごとに具体的に列挙しているか。また、記載されている行為が管理型信託業に該当するものとなっているか。

(例) 有価証券の管理又は処分の内容

- ・ 有価証券の保管、配当金等の收受
- ・ 委託者の指図による有価証券の貸付け
- ・ 委託者の指図による有価証券の売却

② 信託業務の実施体制

組織図及び各組織が担当する業務の概略等が記載されているか。また、これにより以下の事項が明らかにされているか。

イ 営業統括、商品開発、信託財産の管理（受益者への管理状況の通知、収益金の計算及び支払い等のバックオフィス業務を含む。）、顧客管理、電算システム管理、苦情・紛争処理、社内教育・研修、信託業務の委託先管理、信託契約代理店の管理、法令等遵守の管理、内部監査、財務管理等を的確に行うことができる組織体制となっているか。

ロ 法令等遵守の管理、内部監査、財務管理を行う部門は、営業統括、商品開発、信託財産の管理を行う部門から独立した体制となっているか。また、内部監査部門は、信託業務を行う全ての部門に対して十分な牽制機能が働く独立した体制となっているか。

ハ 行おうとする信託業務の規模・特性に応じて、各部門に求められる役員又は従業員の能力の基準が明らかになっているか。（例えば、信託財産管理部門には、管理を行う財産の管理業務に 3 年以上携わ

った経験を有する者を配置する等)

- 二 信託業務を担当する役員の担当業務並びに信託業務を担当する組織及びその事務分掌について、社内規則に規定する旨が記載されているか。

(注) 上記の担当部門はあくまでも例示であり、その行うべき体制整備等は申請者が行おうとする信託業務の規模・特性により異なることに留意する。また、組織図には部署名を記載する必要はない。(「営業の本部機能を有する部門」、「信託財産管理部門」等の記載でよい。)

- ③ 上記①及び②以外の必要記載項目
3-2-2に準じるものとする。

(5) 人的構成に照らした業務遂行能力の審査

申請者が法第10条第1項第5号に掲げる業務遂行能力に関する基準を満たしているか否かについては、業務方法書等の記載内容に照らして、以下の役員又は使用人の確保の状況により判断することとする。なお、これらはあくまでも例示であり、その行うべき体制整備等は申請者が行おうとする信託業務の規模、特性により異なることに留意し、申請者が以下の基準を満たしていない場合には、満たす必要がない合理的理由について聴取することとする。

- ① 営業の本部機能を有する部門に、信託業務に関する知識を有する者を複数名配置することとなっているか。うち少なくとも1名は、信託業務に3年以上携った経験を有する者であるか。
- ② 信託財産管理部門に、管理又は処分を行う財産の管理・処分業務に3年以上携った経験を有する者を配置することとなっているか。
- ③ 内部監査部門、財務管理部門のそれぞれに、信託業務に関する知識を有する者を配置することとなっているか。
- ④ 法令等遵守の管理部門に、信託業務及び信託関係法令に関する知識を有する者を配置することとなっているか。
- ⑤ 信託業務に係る営業の担当者は、信託業務に関する知識を有する者であるか。

5-2-5 登録事項の変更の届出に係る留意事項

財務局の管轄区域を越えて本店の位置を変更する場合の手続きは、次により取り扱うものとする。

- (1) 規則第23条第2項に規定する「その他の書類」とは、登録申請書又は直前の登録更新申請書及びその添付書類並びに直前に行った検査の報告書の写しを指すものとする。

- (2) 規則第 23 条第 2 項に規定する書類の送付を受けた財務局長は、当該信託会社の登録を行った場合には、従前の登録を行った財務局長に対して登録済通知書の写しを送付するものとする。
- (3) 登録済通知書の写しの送付を受けた従前の登録を行った財務局長は、当該信託会社の登録を抹消するものとする。

5-3 監督に係る事務処理上の留意事項

管理型信託会社の監督に係る事務処理については、以下に記載する事項を除いては、原則として 3-3 に準じて取り扱うものとする。

5-3-1 業務方法書の変更届出

法第 13 条第 2 項に規定する業務方法書の変更届出の受理に当たっては、①当該変更によって登録申請の際の審査基準を満たさないこととならないかどうか、②当該変更によって営もうとする業務がなお管理型信託業に該当するかどうかについて、ヒアリング等により確認するものとする。

なお、信託業務の一部を第三者に委託しようとする信託会社が、委託先が確定していないため、業務方法書に委託先の選定に係る基準及び手続きを記載した場合であって、当該基準及び手続きに従った選定により委託先が確定した場合には、委託先の確定に伴う業務方法書の変更届出は不要であることに留意するものとする。

5-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項

管理型信託会社の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第 42 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 43 条に基づく命令を行うことが必要となる。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する登録申請の際の審査基準を満たしているか、法令、定款、業務方法書、社内規則等を遵守した適切な業務運営が行われているか否か、3-4 に記載した事項のほか、以下の点に留意するものとする。

5-4-1 業務遂行能力に関する留意事項

- (1) 業務の執行方法を定めた社内規則の整備
3-2-4(1)に準じるものとする。
- (2) 業務運営体制
3-2-4(2)②イ、ロ及びホに準じるものとする。
- (3) 業務管理体制

3-2-4(2)③に準じるものとする。

5-5 業務停止命令及び登録の取消しに係る留意事項

3-5に準じるものとする。なお、法第48条の規定に基づき監督処分
の公告を行う場合は、3-5-2に記載した事項のほか、「登録番号」を掲載
するものとする。

5-6 廃業等に係る留意事項

3-6に準じるものとする。

5-7 検査部局との連携

3-7に準じるものとする。

6 管理型外国信託会社

6-1 金融庁長官への報告

財務局長は、次に掲げる委任事項について行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。

- ① 法第54条第9項及び第56条第3項の規定による登録及び法第54条第2項において準用する法第7条第3項の登録の更新
- ② 第54条第6項の規定による登録及び登録の更新の拒否

6-2 登録に際しての留意事項

6-2-1 管理型信託業の判断に当たっての留意事項
5-2-1に準じるものとする。

6-2-2 登録申請書及び添付書類受理に当たっての留意事項
5-2-2に準じるものとする。

6-2-3 登録の手続き（登録の更新の手続きを含む。）
5-2-3に準じるものとする。ただし、管理型外国信託会社登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。
・〇〇財務局長（外信）第〇〇号
なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。

6-2-4 登録拒否事由の審査
申請者より法第54条に基づく登録の申請が行われた場合の、第6項に基づく拒否事由の審査に当たっては、4-1-2(2)の免許申請書の審査基準に留意しつつ、5-2-4に準じて取り扱うものとする。

6-2-5 登録事項の変更の届出に係る留意事項
5-2-5に準じるものとする。

6-3 管理型外国信託会社の監督事務

管理型外国信託会社の監督事務については、原則として5-3から5-5までに準じるほか、以下の点に留意するものとする。なお、業務方法書の変更届出の受理、業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合等の際には、4-1-2に記載した事項にも留意するものとする。

6-3-1 駐在員事務所設置の届出に係る留意事項
4-2-1に準じるものとする。

6-4 廃業等に係る留意事項

原則として、3-6に準じるものとする。

6-5 検査部局との連携

3-7に準じるものとする。

7 特定信託業者

7-1 金融庁長官への報告

- (1) 財務局長は、四半期末現在における法第 51 条第 1 項に規定する信託の受託者（以下「特定信託業者」という。）の状況について、別紙様式 21 により各四半期末の翌月 20 日までに金融庁長官へ報告するものとする。
- (2) 財務局長は、次に掲げる委任事項について行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。
 - ① 法第 51 条第 2 項及び第 5 項の規定による届出の受理
 - ② 法第 51 条第 4 項の規定による命令
 - ③ 法第 51 条第 6 項の規定による報告及び資料の提出の命令

7-2 特定信託業者に関する事務

7-2-1 法第 51 条第 2 項の届出の受理

- (1) 法第 51 条第 2 項及び第 5 項並びに規則第 52 条第 3 項の届出は、信託契約ごとに行う必要があることに留意する。なお、信託契約書において、受託者が信託財産の取得日以後に信託財産を追加取得することができる旨を記載することは可能であることに留意する。
- (2) 法第 51 条第 2 項の届出の受理に当たっては、同一の会社集団に属する者の間における信託である場合にのみ信託業の免許又は登録が不要とされている趣旨を踏まえ、法第 51 条第 1 項各号に掲げる要件に該当するかどうかを確認するものとする。なお、当該届出に虚偽記載等があった場合や法第 51 条第 5 項の届出が遅滞なくなされなかった場合等には罰則の適用があることに留意するものとする。

7-2-2 法第 51 条第 4 項に規定する「必要な措置」

法第 51 条第 4 項に規定する「必要な措置」には、同一の会社集団に属さない受益者からの受益権の買取り等のほか、法に基づく免許又は登録の申請を行うことが考えられることに留意するものとする。

7-3 検査部局との連携

同一の会社集団に属する者の間における信託について、法第 51 条第 1 項の要件を満たさなくなった懸念が生じた場合には、法第 51 条第 6 項の規定

により特定信託業者等に対して報告又は資料の提出を求め、事実関係を確認することとする。また、必要に応じて検査部局に情報提供を行うこととする。

8 特定大学技術移転事業承認事業者（承認TLO）

8-1 金融庁長官への報告

- (1) 財務局長は、四半期末現在における承認事業者の状況について、別紙様式 22 により各四半期末の翌月 20 日までに金融庁長官へ報告するものとする。
- (2) 財務局長は、次に掲げる委任事項について行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。
 - ① 法第 52 条第 2 項において準用する法第 10 条第 1 項の規定による登録の拒否
 - ② 法第 41 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 4 項並びに規則第 48 条第 1 項（第 5 号に係る部分に限る。）の規定による届出の受理
 - ③ 法第 42 条第 1 項（法第 50 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による報告及び資料の提出の命令
 - ④ 3-1(2)③及び⑧に掲げる事項
 - ⑤ 5-1(3)②及び③に掲げる事項

8-2 登録に際しての留意事項

8-2-1 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項

3-2-1(1)、(2)及び(4)から(6)までに掲げる事項に準じるほか、以下の点に留意するものとする。

- (1) 規則第 53 条第 2 項第 6 号に掲げる「信託業務に関する知識及び経験を有する者の確保の状況並びに当該者の配置の状況を記載した書面」には、以下の事項を記載するものとする。
 - ① 信託業務に携わった経験を有する者の確保の状況（履歴書及び配置予定先を含む。）
 - ② 信託業務に関する知識を有する者並びに信託業務及び信託関係法令に関する知識を有する者の確保の状況（知識を有することを証する書面及び配置予定先を含む。）

8-2-2 登録の手続き

5-2-3 に準じるものとする。ただし、特定大学技術移転事業承認事業者登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。

・〇〇財務局長（特信）第〇〇号

なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。

8-2-3 登録拒否事由の審査

法第 52 条第 2 項において準用する法第 10 条第 1 項各号に掲げる事由に該当しないことを確認するものとする。その際、以下の点に留意するものとする。

(1) 法第 5 条第 2 項第 7 号の審査

3-3-4 に準じるものとする。

(2) 業務方法書の審査

法第 52 条第 2 項において準用する法第 10 条第 1 項第 4 号に基づく定款若しくは寄付行為又は業務方法書の審査のうち、業務方法書の規定が法令に適合し、特定大学技術移転事業に該当する信託の引受けを適正に遂行するために十分なものであるか否かの審査については、法第 52 条第 2 項において準用する法第 8 条第 3 項各号及び規則第 53 条第 3 項において準用する規則第 6 条第 2 項各号に掲げる必要記載項目ごとに、以下の点に留意するものとする。

① 引受けを行う信託財産の種類

信託財産の引受けは、「特定大学技術移転事業に該当する信託の引受けに限る」旨が記載されているか。

② 上記①以外の必要記載項目

3-2-2 に準じるものとする。

(3) 人的構成に照らした業務遂行能力の審査

申請者が法第 52 条第 2 項において準用する法第 10 条第 1 項第 5 号に掲げる業務遂行能力に関する基準を満たしているか否かについては、業務方法書等の記載内容に照らして、以下の役員又は従業員の確保の状況により判断することとする。なお、これらはいくまでも例示であり、その行うべき体制整備等は申請者が行おうとする信託業務の規模、特性により異なることに留意し、申請者が以下の基準を満たしていない場合には、満たす必要がない合理的理由について聴取するものとする。

① 営業の本部機能を有する部門に、信託業務等に関する知識を有する者を複数名配置することとなっているか。うち少なくとも 1 名は、信託業務に 3 年以上携った経験を有する者であるか。

② 内部監査部門、財務管理部門及び各営業店のそれぞれに、信託業務に関する知識を有する者を配置することとなっているか。

③ 法令等遵守の管理部門に、信託業務及び信託関係法令に関する知識

を有する者を配置することとなっているか。

- ④ 信託業務を行う営業の担当者は、信託業務に関する知識を有する者か。

- 8-2-4 登録事項の変更の届出に係る留意事項
5-2-5に準じるものとする。

8-3 監督に係る事務処理上の留意事項

承認事業者の監督に係る事務処理については、以下に記載する事項を除いては、原則として3-3に準じて取り扱うものとする。

8-3-1 業務方法書の変更届出

法第52条第3項において準用する法第13条第2項に規定する業務方法書の変更届出の受理に当たっては、①当該変更によって登録申請の際の審査基準を満たさないこととならないかどうか、②当該変更によって営もうとする業務がなお特定大学技術移転事業に該当するか否かについて、ヒアリング等により確認するものとする。

なお、信託業務の一部を第三者に委託しようとする承認事業者が、委託先が確定していないため、業務方法書に委託先の選定に係る基準及び手続きを記載した場合であって、当該基準及び手続きに従った選定により委託先が確定した場合には、委託先の確定に伴う業務方法書の変更届出は不要であることに留意するものとする。

8-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項

5-4に準じるものとする。

8-5 業務停止命令及び登録の取消しに係る留意事項

5-5に準じるものとする。

8-6 廃業等に係る留意事項

3-6に準じるものとする。

なお、法第52条第3項の規定により読み替えて適用する法第41条第2項第1号に基づき、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第5条第2項の規定により同法第4条第1項の

承認が取り消された旨の届出があった場合には、法第 52 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 45 条第 1 項第 2 号（法第 52 条第 2 項において準用する法第 10 条第 1 項第 4 号「業務方法書の規定が法令に適合せず」）に該当することになったものとして、直ちに登録の取消しを行うものとする。

8-7 検査部局との連携

3-7 に準じるものとする。

9 信託契約代理店

9-1 金融庁長官への報告

財務局長は、各四半期末現在における信託契約代理店の状況について、別紙様式 23 により各四半期末の翌月 20 日までに金融庁長官へ報告することとする。

9-2 登録に際しての留意事項

9-2-1 登録の要否

以下のいずれかの業務を行う者は、法第 67 条第 1 項に規定する信託契約代理店の登録を受ける必要があることに留意する。

- ① 信託契約の締結の勧誘
- ② 信託契約の締結の勧誘を目的とした信託商品の内容説明
- ③ 信託契約の申込みの受領

(注) 登録の要否については、一連の行為の中で当該行為の位置付けを踏まえた上で総合的に判断する必要があるが、例えば、次に掲げる行為のみを行う者は、基本的に上記登録は不要であると考えられる。

- イ 信託会社、信託兼営金融機関、信託契約代理店の指示を受けて行う、商品案内チラシの単なる配布
- ロ 金融商品説明会における、一般的な信託商品の仕組み、活用法等についての説明

9-2-2 登録申請に係る代理申請について

- (1) 信託契約代理店は、法第 68 条の規定による登録の申請、法第 71 条第 1 項及び第 3 項並びに第 79 条の規定による届出について、所属信託会社(所属信託兼営金融機関を含む。以下同じ。)を代理人として行わせることが可能であることに留意するものとする。

また、所属信託会社が代理人として登録の申請・届出を行う場合、信託契約代理店が 2 以上の所属信託会社を有する代理店である場合には、所属信託会社のうちの 1 つを代理人として行わせるものとする。

なお、所属信託会社が代理人として登録の申請・届出を行う場合には、申請書類又は届出書は、信託契約代理店の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長が受理することとする。

- (2) 所属信託会社による代理申請・届出が行われた際には、委任状等により代理権の有無及び代理権の範囲について確認するものとし、代理権の

範囲が申請書の補正依頼、登録済通知の送付等に及んでいる場合、当該依頼又は通知等は、代理人に対して行うことができることに留意するものとする。

9-2-3 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項

3-2-1(1)、(2)及び(4)から(6)までに掲げる事項に準じるほか、以下の点に留意するものとする。

- (1) 法第68条第2項第1号に掲げる「第70条第1号又は第2号に該当しないことを誓約する書面」には、同条第1号又は第2号に該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、法第82条第1項第2号に掲げる登録取消し事由に該当すること及び法第111条第6号の規定による罰則の適用があり得ることを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。
- (2) 申請者が法人又は信託契約代理業務を行う使用人のある個人（以下9-2において「使用人のある個人」という。）である場合には、規則第71条第5号に掲げる「申請者が信託契約代理業務に関する知識を有する者であることを証する書面」において、信託業務又は信託契約代理業務（以下9-2において「信託業務等」という。）に係る知識を有する者並びに信託業務等及び信託関係法令に関する知識を有する者の確保の状況（知識を有することを証する書面及び配置予定先を含む。）を記載するものとする。

9-2-4 登録の手続き

5-2-3に準じるものとする。ただし、信託契約代理店登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。

・〇〇財務局長（代信）第〇〇号

なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。

9-2-5 登録拒否事由の審査

法第70条各号に掲げる事由に該当しないことを確認するものとする。なお、同条第3号に掲げる信託契約代理業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されているか否かの審査に当たっては、以下の点に留意するものとする。

(1) 業務方法書の審査

法第68条第2項第2号に掲げる業務方法書については、その記載内容

が所属信託会社との間の信託契約代理業に係る業務委託契約書の写しの記載内容と整合的であることを確認するとともに、規則第72条第1項各号に掲げる必要記載項目ごとに、以下の点に留意するものとする。

① 取り扱う信託契約の種類

取り扱う信託契約に係る信託財産の種類が分かるように記載されているか（例えば、「金銭信託に係る信託契約」、「金銭信託以外の金銭の信託に係る信託契約」、「有価証券信託に係る信託契約」など）。

② 信託契約代理業務の実施体制

法令等を遵守した適正な営業を行うための体制として、以下の事項が記載されているか。

イ 申請者が法人である場合には、行おうとする信託契約代理業務の規模、特性に応じて、顧客管理、苦情・紛争処理、社内教育・研修、法令等遵守の管理（誤認防止体制の確保を含む。）、内部監査等を的確に行うための体制が記載されているか。また、内部監査部門は、信託契約代理業務を行う全ての部門に対して十分な牽制機能が働く独立した体制となっているか。

なお、信託契約代理業務を担当する組織及びその事務分掌について、社内規則に規定する旨が記載されているか。

(注) 顧客管理については、所属信託会社に帳票作成事務等を依頼し、信託契約代理店が管理することも可能とする。また、苦情・紛争処理、社内教育・研修、法令等遵守の管理及び内部監査については、申請者が行おうとする信託契約代理業務の規模、特性に応じて、所属信託会社により適正に実施される体制が整備されている場合には所属信託会社に行わせることも可能であるが、その場合には、その旨が業務方法書に記載されていることを確認するものとする。なお、個人である申請者が、顧客管理のための帳票作成事務等、苦情・紛争処理を所属信託会社に行わせる場合も同様とする。

ロ 規則第72条第2項各号に掲げる誤認防止のための体制が記載されているか。

ハ 所属信託会社における当該信託契約代理店の管理、指導等の担当部門が記載されているか。また、所属信託会社から定期的に監査を受けることとしているか。

ニ 所属信託会社に対して、必要に応じて法令照会等を行うこととしているか。

ホ 信託契約代理業務に係る法令違反等について、所属信託会社に直ちに報告を行うこととしているか。

ヘ 法令等を遵守し、信託商品の適切な説明を顧客に行えるよう、営

業の担当者に適切に研修等を実施することとしているか。なお、申請者が個人である場合には、所属信託会社から十分な頻度で研修等を受けることとしているか。

(注) 申請者が使用人のある個人である場合には、法人に準じて取り扱うものとする。

(2) 業務遂行能力の審査

業務遂行能力については、具体的には以下の役員又は従業員の確保の状況等により判断するものとする。

なお、これらはいくまで例示であり、その行うべき体制整備等は、申請者が行おうとする信託契約代理業務の規模・特性により異なることに留意し、申請者が以下の基準を満たしていない場合には、満たす必要がない合理的理由について聴取するものとする。

① 申請者が法人である場合

イ. 役員又は従業員の確保の状況

a 営業の本部機能を有する部門に、信託業務等に関する知識を有する者を複数名配置することとなっているか。

b 内部監査を行う部門に、信託業務等に関する知識を有する者を配置することとなっているか。

c 法令等遵守の管理部門に、信託業務等及び信託関係法令に関する知識を有する者を配置することとなっているか。

d 信託契約代理業務に係る営業の担当者は、信託業務等に関する知識を有する者であるか。

ロ. 申請時点において所属信託会社が作成した業務マニュアル等が配布されており、業務開始までに内容について所属信託会社からの研修等を受けることとなっているか。

② 申請者が個人である場合

イ. 信託業務等に関する知識を有する者であるか。

ロ. 申請時点において所属信託会社が作成した業務マニュアル等が配布されており、業務開始までに内容について所属信託会社からの研修等を受けることとなっているか。

(注) 申請者が使用人のある個人である場合には、法人に準じて取り扱うものとする。

9-2-6 登録事項の変更の届出に係る留意事項

5-2-5に準じるものとする。

9-3 監督に係る事務処理上の留意事項

9-3-1 標識の掲示

信託契約代理店による標識の掲示については、法第72条の趣旨等に鑑み、標識に記載されている文字が明りょうに読むことができる状態にあるかどうかを確認する。

9-3-2 信託契約代理業に関する報告書に関する留意事項

法第77条第2項に規定する信託契約代理業務に関する報告書の縦覧については、5-2-3(4)④から⑧までに準じて取り扱うものとする。ただし、5-2-3(4)⑤中別紙様式20については、別紙様式24によるものとする。

9-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項

信託契約代理店の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第80条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第81条に基づく命令を行うことが必要となる。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する登録申請の際の審査基準を満たしているか、法令、定款、業務方法書、社内規則等を遵守した適切な業務運営が行われているか否かのほか、以下の点に留意するものとする。

9-4-1 届出受理の際の留意事項

3-4-1に準じるものとする。

9-4-2 業務の執行方法を定めた社内規則の整備

(1) 顧客属性等に即した勧誘・説明の執行方法

法人である信託契約代理店については、顧客への勧誘・説明に関する社内規則に、顧客への勧誘、説明の方法が具体的に定められ、顧客の属性に照らした適切な信託契約の締結の代理又は媒介を行うこととしているか。また、その遵守状況について適切に検証することとしているか。

(2) 分別管理の執行方法

法人である信託契約代理店が信託契約の締結の代理又は媒介に関して顧客から財産の預託を受ける場合には、分別管理に係る社内規則に、分別管理の執行方法が具体的に定められ、固有財産と預託財産が明確に区分され、当該預託財産に係る預託者を直ちに判別できることとしているか。また、その遵守状況について適切に検証することとしているか。

9-5 業務停止命令及び登録の取消しに係る留意事項

信託契約代理店に対して業務停止命令又は登録の取消しを行おうとする場合には、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続きを適切に実施するものとする。

9-6 検査部局との連携

3-7に準じるものとする。

10 信託受益権販売業

10-1 金融庁長官への報告

財務局長は、各四半期末現在における信託受益権販売業者の状況について、別紙様式 25 により各四半期末の翌月 20 日までに金融庁長官へ報告することとする。

10-2 登録に際しての留意事項

10-2-1 登録の要否

信託受益権の譲渡に際し、信託受益権の保有者が売主となるが、勧誘、契約締結等の販売に関する対外的行為の一切を信託受益権販売業者に委任し、その旨を契約書に明記した上で、自らは全く販売行為を行わない場合には、当該保有者自体は販売を行わないものとして、信託受益権販売業の登録を要しないことに留意する。

10-2-2 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項

3-2-1(1)、(2)及び(4)から(6)までに掲げる事項に準じるほか、以下の点に留意するものとする。

- (1) 法第 87 条第 2 項第 1 号に掲げる「第 89 条第 1 号又は第 2 号に該当しないことを誓約する書面」には、同条第 1 号又は第 2 号に該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、法第 102 条第 1 項第 2 号に掲げる登録取消し事由に該当すること及び法第 111 条第 9 号の規定による罰則の適用があり得ることを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。
- (2) 申請者が法人又は信託受益権販売業務を行う使用人のある個人（以下 10-2 において「使用人のある個人」という。）である場合には、規則第 83 条第 4 号に掲げる「申請者が信託受益権販売業務に関する知識及び経験を有する者であることを証する書面」において、以下の事項を記載するものとする。
 - ① 信託業務、信託受益権販売業務又は有価証券の販売業務（以下 10-2 において「信託業務等」という。）に携った経験を有する者の確保の状況（履歴書及び配置予定先を含む。）
 - ② 信託業務等に関する知識を有する者並びに信託業務等及び信託関係法令に関する知識を有する者の確保の状況（知識を有することを証す

る書面及び配置予定先を含む。)

10-2-3 登録の手続き（登録の更新の手続きを含む。）

5-2-3に準じるものとする。ただし、信託受益権販売業者登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。

・〇〇財務局長（売信）第〇〇号

なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。

10-2-4 登録拒否事由の審査

法第89条各号に掲げる事由に該当しないことを確認するものとする。なお、同条第3号に掲げる信託受益権販売業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されているか否かの審査に当たっては、以下の点に留意するものとする。

(1) 業務方法書の審査

業務方法書については、規則第84条第1項各号に掲げる必要記載項目ごとに、以下の点に留意するものとする。

① 取り扱う信託受益権の種類

取り扱う信託受益権に係る信託財産の種類が分かるように記載されているか。（例えば、「金銭信託に係る信託受益権」、「金銭信託以外の金銭の信託に係る信託受益権」、「有価証券信託に係る信託受益権」など）。

② 信託受益権販売業務の実施体制

法令等を遵守した適正な営業を行うための体制として、以下の事項が記載されているか。

イ 申請者が法人である場合には、行おうとする信託受益権販売業務の規模・特性に応じて、顧客管理、苦情・紛争処理、社内教育・研修、法令等遵守の管理（誤認防止体制の確保を含む。）、内部監査等を的確に行うための体制が記載されているか。また、内部監査部門は、信託受益権販売業務を行う全ての部門に対して十分な牽制機能が働く独立した体制となっているか。

なお、信託受益権販売業務を担当する組織及びその事務分掌について、社内規則に規定する旨が記載されているか。

ロ 規則第84条第2項において準用する規則第72条第2項第1号及び第2号に掲げる誤認防止のための体制が記載されているか。

ハ 取扱う信託受益権に係る受託者である信託会社又は信託兼営金融機関に対して、必要に応じて当該信託受益権の内容に関する照会を行うこととしているか。

ニ 法令等を遵守し、信託受益権の適切な説明を顧客に行えるよう営業の担当者に適切に研修等を実施することとしているか。なお、申請者が個人である場合には、法令等を遵守し、信託受益権の適切な説明を行う能力の維持のための方策（研修の受講等）が記載されているか。

（注）申請者が使用人のある個人である場合には、法人に準じて取り扱うものとする。

(2) 業務遂行能力の審査

業務遂行能力については、具体的には以下の役員又は従業員の確保の状況等により判断するものとする。

なお、これらはいくまで例示であり、その行うべき体制整備等は、申請者が行おうとする信託受益権販売業務の規模・特性により異なることに留意し、申請者が以下の基準を満たしていない場合には、満たす必要がない合理的理由について聴取するものとする。

① 申請者が法人である場合

イ 営業の本部機能を有する部門に、信託業務等に関する知識を有する者を複数名配置することとなっているか。うち少なくとも1名は、信託業務等に1年以上携わった経験を有する者であるか。

ロ 内部監査を行う部門に、信託業務等に関する知識を有する者を配置することとなっているか。

ハ 法令等遵守の管理部門に、信託業務等及び信託関係法令に関する知識を有する者を配置することとなっているか。

ニ 信託受益権販売業務に係る営業の担当者は、信託業務等に関する知識を有する者であるか。

ホ 宅地又は建物を信託財産とする信託受益権の販売等を行う場合には、上記イ、ロ及びハの各部門に、宅地及び建物の取引に関する知識を有する者を配置することとなっているか。また、宅地又は建物を信託財産とする信託受益権の販売等を行う営業の担当者は、規則別表第11号に掲げる事項の説明を適切に行うことができるよう、宅地及び建物の取引に関する知識を有する者であるか。

② 申請者が個人である場合

信託業務等に1年以上携わった経験を有する者であるか。なお、宅地又は建物を信託財産とする信託受益権の販売等を行う場合には、宅地及び建物の取引に関する知識を有する者であるか。

（注）申請者が使用人のある個人である場合には、法人に準じて取り扱うものとする。

10-2-5 登録事項の変更の届出に係る留意事項
5-2-5に準じるものとする。

10-3 監督に係る事務処理上の留意事項

10-3-1 営業保証金に係る留意事項
3-3-1に準じるものとする。

10-3-2 標識の掲示
9-3-1に準じるものとする。

10-3-3 信託受益権販売業務に関する報告書に係る留意事項
9-3-2に準じるものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。

10-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項

信託受益権販売業者の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第100条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第101条に基づく命令を行うことが必要となる。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する登録申請の際の審査基準を満たしているか、法令、定款、業務方法書、社内規則等を遵守した適切な業務運営が行われているか否かのほか、以下の点に留意するものとする。

10-4-1 届出受理の際の留意事項
3-4-1に準じるものとする。

10-4-2 業務の執行方法を定めた社内規則の整備

法人である信託受益権販売業者については、顧客への勧誘・説明に関する社内規則に、顧客への勧誘、説明の方法が具体的に定められ、顧客の属性に照らした適切な信託受益権の販売等を行うこととしているか。またその遵守状況を適切に検証することとしているか。

10-5 業務停止命令及び登録の取消しに係る留意事項

9-5に準じるものとする。

10-6 検査部局との連携

3-7に準じるものとする。

1 1 信託兼営金融機関関係

1 1 - 1 信託兼営金融機関の監督事務の取扱い

1 1 - 1 - 1 信託兼営認可申請の処理

兼営法第 1 条第 1 項に基づく信託兼営の認可申請があったときは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 16 号。以下「兼営法規則」という。）第 33 条の規定により、事情を調査の上、財務局の意見を付して、監督局長に進達するものとする。

1 1 - 1 - 2 金融庁長官への報告

財務局長は、次に掲げる委任事項についての行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。

- ① 兼営法第 5 条及び第 5 条の 3 の規定による認可
- ② 兼営法第 4 条において準用する法第 42 条第 1 項及び第 2 項の規定による報告又は資料の提出の命令
- ③ 兼営法第 8 条の 2 の規定による命令
- ④ 兼営法第 8 条の 3 の規定による信託業務の停止命令

1 1 - 1 - 3 監督体制

信託兼営金融機関の監督については、兼営法が銀行等への認可制に立脚している趣旨に鑑み、原則として、当該銀行等の銀行法等に基づく監督を担当する者が併せて実施するものとする。なお、やむを得ず担当を分ける場合においては、十分な連携のもとに事務を実施するものとする。

1 1 - 1 - 4 災害における金融に関する措置

信託兼営金融機関が行う信託業務に関しては、2 - 5 のとおりとするが、対応に当たっては、中小地域金融機関向けの総合的な監督指針における取扱いを優先させるものとする。

1 1 - 2 信託兼営認可申請書の審査に際しての留意事項

申請者より、兼営法第 1 条第 1 項に基づく兼営の認可の申請があった場合には、以下の点に留意するものとする。

（注）兼営法の趣旨に鑑み、兼営法第 1 条第 1 項各号に掲げる業務のみを行うことは認められないことに留意する。

1 1-2-1 添付書類の受理に当たっての留意事項

兼営法規則第1条第1項第12号に掲げる「その他法第1条第3項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類」とは、具体的には以下のとおり取り扱うものとする。

- ① 信託業務に携った経験を有する者及び管理又は処分を行う財産の管理・処分業務に携った経験を有する者の確保の状況を記載した書面（履歴書及び配置予定先を含む）
- ② 信託業務に関する知識を有する者並びに信託業務及び信託関係法令に関する知識を有する者の確保の状況を記載した書面（知識を有することを証する書面及び配置予定先を含む。）
- ③ 業務の執行方法を定めた社内規則
- ④ 取り組みを予定している信託スキームの概要図
- ⑤ 信託業務の一部を第三者に委託する場合（委託先が確定していない場合を除く。）には、委託先の業務遂行能力が確保されていることを明らかにする書面及び委託先の業務遂行能力を継続的に確認するための体制（委託先の業務遂行能力に問題がある場合における対応策を含む。）を明らかにした書面
- ⑥ その他審査の参考となる書類

1 1-2-2 業務の種類及び方法書の審査

兼営法第1条第2項に規定する業務の種類及び方法書については、兼営法規則第4条第1項各号に掲げる必要記載項目ごとに以下の点に留意するものとする。

- (1) 法第5条の4の規定による元本の補てん又は利益の補足に関する事項
以下の項目が記載されているか。
 - ① 元本の補てん又は利益の補足をすることのある金銭信託の種類
 - ② 元本の補てん又は利益の補足をする場合及びその程度
 - ③ 元本の補てん又は利益の補足の時期
 - ④ 元本の補てん又は利益の補足の計算方法及びその額
 - ⑤ 信託財産の評価損益の処理方法
- (2) 併せ営む兼営法第1条第1項各号に掲げる業務の種類（信託受益権販売業を営む場合には、当該業務の実施体制を含む。）
兼営法第1条第1項各号の区分により記載されているか。
また、信託受益権販売業を営む場合には、当該業務の実施体制について、10-2-4(1)②に準じ、原則として「信託事務の実施体制」に併せて記載されているか。

- (3) 上記(1)及び(2)以外の必要記載項目
3-2-2に準じるものとする。

1 1-2-3 財産的基礎の審査

兼営法第1条第3項第1号に掲げる信託業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有しているか否かの審査に当たっては、収支見込みの根拠となる諸条件について十分に精査すること。また、信託報酬は確実かつ将来にわたり安定的と見込まれるか、収支見込みの前提となる諸条件が見込みを下回った場合でも経常経費を賄う程度の収益を見込めるか等についても審査することに留意するものとする。

1 1-2-4 人的構成に照らした業務遂行能力の審査

申請者が兼営法第1条第3項第1号並びに兼営法規則第1条第2項第2号及び第3項第4号に掲げる業務遂行能力等に関する基準を満たしているか否かについては、具体的には以下の基準により判断することとする。なお、これらはあくまでも例示であり、その行うべき体制整備等は当該金融機関が行おうとする信託業務の規模、特性により異なることに留意し、申請者が下記基準を満たしていない場合には満たす必要がない合理的理由について聴取することとする。

- (1) 顧客保護の観点からの信託業務の執行方法の審査
3-2-4(1)に準じるものとする。

(2) 経営体制等に照らした業務遂行能力の審査

3-2-4(2)に準じるものとするが、さらに以下の点について確認することとする。

- ① 法第29条第2項各号に掲げる取引を行おうとする場合には、社内規則において、当該取引を行う旨、当該取引の概要（態様及び条件を含む。）及び信託財産に損害を与えるおそれがないことの客観的・合理的な理由付け・疎明が、具体的に検証できる形で定められているか。
- ・ 例えば、信託勘定から固有勘定への運用（いわゆる銀行勘定貸）に際し、受託者たる金融機関の信用リスクを適切に評価することとしているか。特に、受託者たる金融機関の自己資本比率の大幅な低下、株価の急落、外部格付機関による信用格付の悪化など、受託者の財務の健全性低下が懸念される場合におけるいわゆる銀行勘定貸について、上記の客観的・合理的な理由付け・疎明を行うにはより慎重かつ保守的な検証が必要であることを踏まえた社内規則となっ

ているか。

- ・ 当該取引を実施する部門から独立した内部監査部門による定期的かつ実効性のある検証・監査ができる体制が整備されているか。
- ② 信託兼営金融機関が元本補てん契約付信託商品を取り扱うこととしている場合には、銀行勘定に与えるリスクに鑑み、適切なリスク管理を行える体制とすることとなっているかについても確認することとする。

1 1 - 3 監督に係る事務処理上の留意事項

1 1 - 3 - 1 営業保証金に係る留意事項

3 - 3 - 1 に準じるものとする。

1 1 - 3 - 2 信託業務の委託

3 - 3 - 5 に準じるものとする。

1 1 - 3 - 3 信託勘定元帳に関する留意事項

3 - 3 - 6 に準じるものとする。

1 1 - 3 - 4 業務の種類及び方法の変更認可

兼営法第 5 条に規定する業務の内容及び方法の変更認可については、以下の点に留意するものとする。また、審査に当たっては、その変更内容に応じて、本監督指針の兼営認可の審査基準を満たさないこととならないかどうか留意するものとする。

- (1) 兼営法規則第 24 条第 1 項第 4 号に掲げる「その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類」については、業務の種類及び方法の変更内容に応じて、1 1 - 2 - 1 に記載した書類の提出を求めるものとする。
- (2) 信託業務の一部を第三者に委託しようとする信託兼営金融機関が、委託先が確定していないため、業務の内容及び方法書に委託先の選定に係る基準及び手続きを記載した場合であって、当該基準及び手続きに従った選定により委託先が確定した場合には、委託先の確定に伴う業務の内容及び方法の変更認可は不要であることに留意するものとする。

1 1 - 3 - 5 信託業務のみを営む支店等の設置

兼営法規則第 31 条第 2 項第 1 号に掲げる信託業務の全部又は一部のみを

営む支店その他の営業所又は事務所（以下「信託業務のみを営む支店等」という。）の設置に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- ① 銀行業を営まないことにより顧客利便に支障が生じないように、取り扱う業務内容の実効的な周知を行う必要があること。
- ② 信託業務のみを営む支店等においては、兼営法第 1 条第 1 項各号に掲げる業務のみを行うことはできないこと。
- ③ 銀行法第 12 条等に定める他業禁止規定の趣旨に鑑み、信託業務のみを営む支店等においては、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成 5 年政令第 31 号）第 3 条各号に掲げる金融機関が営むことができない業務については、信託業法附則第 16 条第 7 項の規定にかかわらず取り扱えないこと。
- ④ 信託業務のみを営む支店等については、銀行法第 15 条の規定の適用はないこと。
- ⑤ 信託業務のみを営む支店等を他の金融機関、信託会社、外国信託会社、信託契約代理店又は信託受益権販売業者の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店と同一の建物に設置する場合には、顧客が当該信託業務のみを営む支店等を当該他の金融機関、信託会社、外国信託会社、信託契約代理店又は信託受益権販売業者であると誤認することを防止する体制を整備する必要があること。

1 1 - 3 - 6 議決権の取得制限

(1) 信託兼営金融機関が有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和 61 年法律第 74 号）第 24 条第 1 項の認可を受けた投資顧問業者である場合には、投資一任契約に基づき顧客のために議決権を行使し又は議決権の行使について指図を行う株式等に係る議決権は、銀行法第 16 条の 3 等において信託兼営金融機関が取得し又は保有する議決権に含まれるものではないことに留意する。

(2) 信託銀行が信託財産として議決権を保有することについては、議決権の行使権限が金融機関側に留保される場合には、銀行法等による規制がなされているところ（銀行法第 16 条の 3 関係）。

本規制に関し、特に、銀行法第 16 条の 3 第 2 項ただし書の承認に当たっては、基準議決権数を超過し、かつ 1 年を超えて保有しようとする場合には、その都度承認申請が必要であるが、その超過理由が銀行法施行規則（以下「銀行法規則」という。）第 17 条の 6 第 10 号の「元本補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が基準議決権数以内である場合における株式等の取得」の場合には、インデックス運用等の実態及び独禁法上の運営との平仄も踏まえ、原則以下の手続きによ

り、その届出受理、承認を行うこととする。なお、以下の取扱いについては、元本補てんのない信託に係る信託財産以外の財産において保有する議決権数が5%以内となっている場合にのみ適用することに留意する。

① 届出

銀行法規則第35条第1項第11号に基づく届出（以下「11号届出」という。）及び同項第13号に基づく届出は、前年1月1日から12月末日までの状況について、1月末日までに別紙様式26によりまとめて行うものとする。

② 承認（銀行法第16条の3第2項ただし書き）

承認申請は、11号届出を行った議決権のうち、その取得し、又は保有することとなった日から1年を超えて保有しようとするもの及び、承認期限が到来するものについて、当該届出を行った年の2月の第10営業日までに申請を受理し、3月の第7営業日までに承認を行うものとする。承認に当たっては、原則として2年後の3月末日を期限とするものとする。

申請書の添付書類は銀行法規則第17条の7第1項によるものとし、以下の要件を満たす場合には、銀行法規則第17条の7第2項の「やむを得ないと認められる理由」があるものと判断して差し支えないものとする。

- イ 元本補てんのない信託に係る信託財産以外の財産において保有しようとする議決権数が総株主の議決権の5%以内であること。
- ロ 元本補てんのない信託に係る信託財産及びそれ以外の財産を合算した議決権数につき、1年を超えて保有しようとする議決権数が総株主の議決権の10%以内であること。
- ハ 元本補てんのない信託に係る信託財産において1年を超えて保有しようとする議決権数の増加割合が総株主の議決権数対比で年1%以内であること

（注）11号届出の後承認申請までの間に、当該届出を行わなかった国内の会社の議決権を翌年度に基準議決権数を超えて取得し、又は保有しようとするものとなったときは、当該届出書に追記して再度11号届出を行えば当該申請の際に併せて申請を行うことができることとし、その他の議決権についてはその都度11号届出及び承認申請を行うよう求めることとする。

11-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項

信託兼営金融機関の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、兼営法第4条第1項において準用する法第42条により報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、兼営法第8条の2に基づく命令を行う必要がある。その際の着眼点については、法令及び本事務監督指針に規定する認可申請の際の審査基準を満たしているか、法令、定款、業務の種類及び方法書、社内規則等を遵守した適切な業務運営が行われているか否か、3-4に記載した事項のほか、以下の点にも留意するものとする。

1 1-4-1 元本補てん付信託勘定に係る留意事項

元本補てん付信託勘定については、銀行勘定の有するリスクが、信託法の趣旨や信託約款を踏まえ、明確に元本補てん契約の範囲に限定されるとともに、適切な業務運営が行われているか。

1 1-4-2 財産の取得、処分又は貸借に関する代理又は媒介に係る留意事項

不動産を信託財産とする信託の引受け又は不動産を信託財産とする信託の受益権の売買の代理及び媒介を行うにあたっては、施行令第3条第3号の規定の趣旨を踏まえ、実質的に不動産の売買及び貸借の代理及び媒介を営むこととならないよう、法令等遵守の観点から事前に十分な検討・検証を行うこととしているか。

1 1-5 業務停止命令及び認可の取消しに係る留意事項

3-5（3-5-2を除く。）に準じるものとする。

1 1-6 検査部局との連携

中小地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-1-3に準じるものとする。